三　沢　市

一般廃棄物処理基本計画

平成 26 年 6 月

三　沢　市

は　じ　め　に

近年の社会経済の発展に伴い、私たちは生活の利便性や物質的な豊かさを享受した反面、地球温暖化や資源の枯渇化など、地球規模でさまざまな環境問題が顕在化しております。

廃棄物の分野においても、限りある埋め立て処分場を永続的に確保することや、不法投棄、有害廃棄物による環境汚染など多くの問題が生じております。
このような状況の中で、市民一人ひとりがごみ排出者であることの認識を高め、環境に負担をかけないライフスタイルの転換と、可能な限りごみをつくらない社会システムの構築が求められております。

国においては循環型社会の構築を掲げ、これを実施することによりごみの減量化、資源化を推進し環境への負荷を低減するとともに、最終処分場の延命化など財政的な軽減化や、ものを大切にする意識を高めることで自然や命を大切にする心を育む効果が期待されております。

本市におけるごみ処理対策につきましては、平成１８年４月から事業系ごみの有料化により、ごみの減量化や費用負担の公平化を図っておりますが、依然として家庭系ごみの排出量が減少していない状況にあり、また、焼却炉の劣化や施設全体の老朽化などの問題をかかえております。

このような現状を踏まえ、本市の将来にわたる一般廃棄物の適正な処理を行うに当たっては、環境により負担の少ない循環型社会を構築し快適な生活環境を図ることが何よりも急務となっております。

この目的達成のため、ここに三沢市一般廃棄物処理基本計画を策定し、今後１０年にわたる本市のごみ処理施策の目標と指針を定めるものであります。

目　　次

１　一般廃棄物処理基本計画策定の主旨

１　計画の目的 ・・・

５　基本方針の実現に向けた基本施策
１　「基本方針１：３Ｒを実現する社会システムの確立」・・・・・・・・・・・39
２　「基本方針２：３Ｒの実現に向けたごみ処理システムの確立」・・・・・44

６　一般廃棄物処理基本計画の推進と推進スケジュール
１　本計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
２　ごみ処理施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

1　一般廃棄物処理基本計画策定の主旨

1　計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条の規定に基づき策定するもので、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、ごみ処理に関する長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、市民や事業者が行うべき方策および行動を支援、促進するための基本方針、基本施策を定めるものです。

2　計画の名称

本計画の名称は、「三沢市一般廃棄物処理基本計画」とします。

3　計画の位置づけ

本計画は、本市の将来像を定めた「三沢市総合振興計画後期基本計画」（平成 25 年３月）および、本市の環境関連分野における上位計画である「三沢市環境基本計画」（平成 19 年）のもとに位置づけられ、それらの計画との整合を図るとともに、一般廃棄物に関する基本的な計画を定めるとともに、今後のごみ処理行政の方向性を示すものです。

なお、本計画実施のための具体的な施策については、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

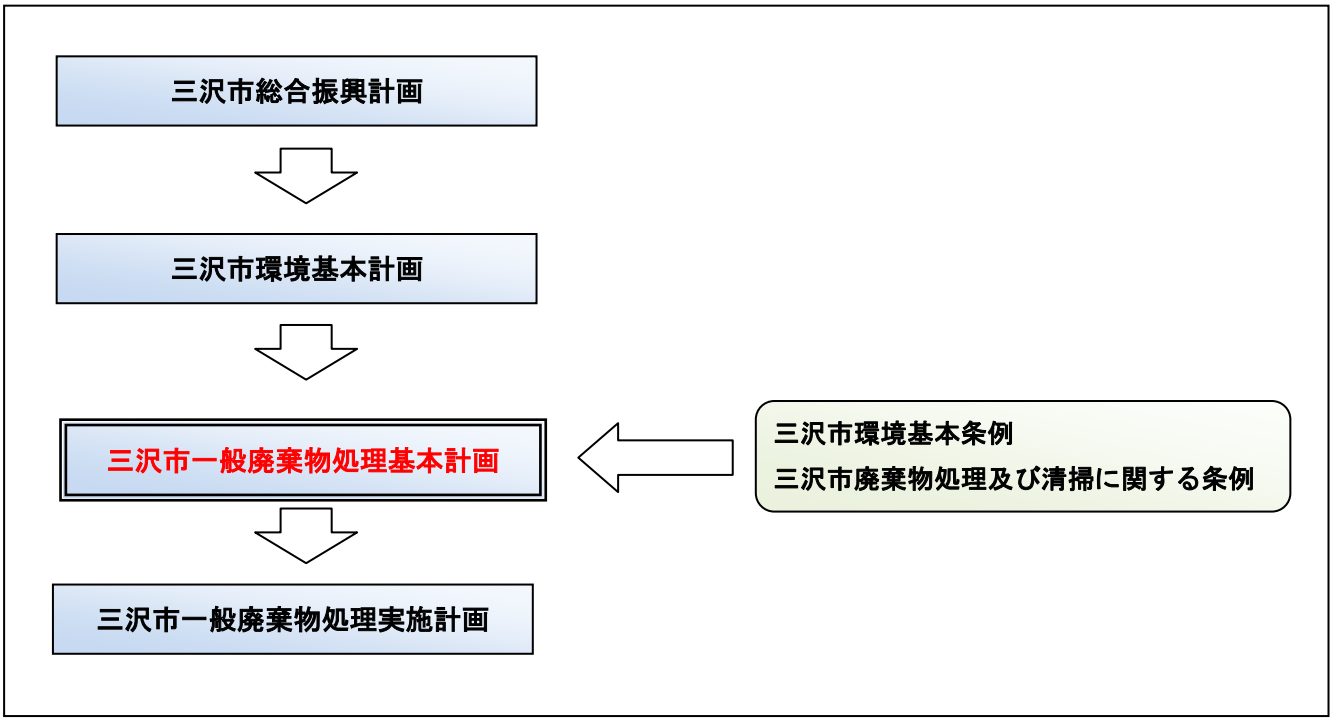

図 1.1　計画の位置づけ

４　計画の期間と目標年次

本計画の計画期間と目標年次を表 1.1 に示します。本計画は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

さらに、平成 26 年度から平成 28 年度までの３年間を短期計画目標年次、平成 30 年度を中間目標年次とし、それぞれの計画目標を設定します。

なお、ごみ処理に関する情勢の変化等が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

表 1.1　計画期間と目標年次

年度	計画期間									
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
計画期間目標			短期計画目標		中間目標					長期計画目標
	短期計画期間									
	長期計画期間									

５　青森県内のごみ処理の動向

青森県内におけるごみ処理の広域化の状況を図 1.2 に示します。青森県では効率のよいごみ処理を実現するため、近接する市町が一体となってごみ処理を行う、いわゆるごみ処理の広域化を進めていますが、本市に関しては市単独で処理を行っています。

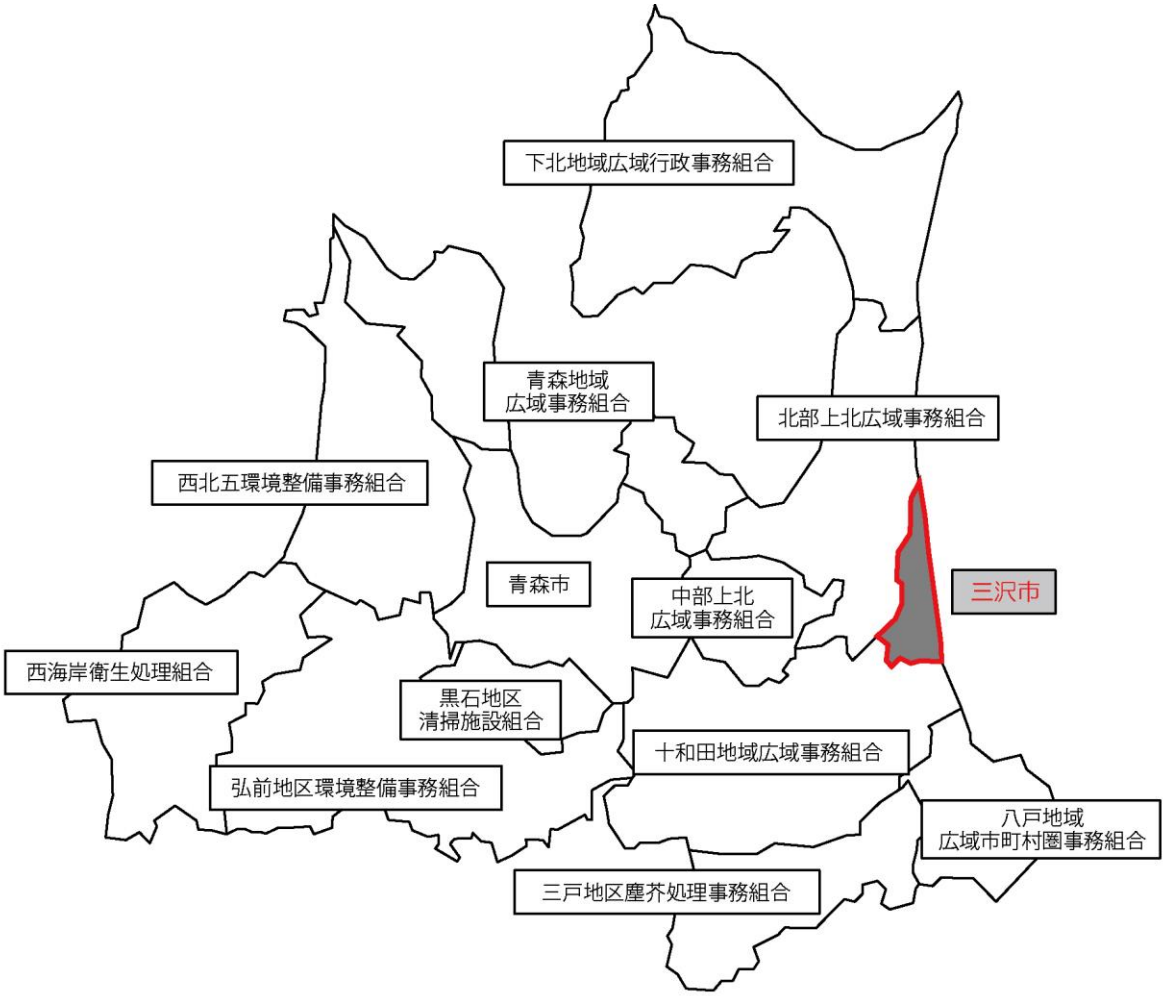

図 1.2　青森県のごみ処理広域化の状況

6　ごみ処理関連法令の体系

ごみ処理関連法令の体系を図 1.3 に示します。ごみ関連の法令の動きとして、平成 24 年に環境基本計画が、平成 25 年に循環型社会形成推進基本計画が見直され、一般廃棄物に関しても、新しい目標値が示されました。

また、平成 25 年に小型家電リサイクル法が施行されました。

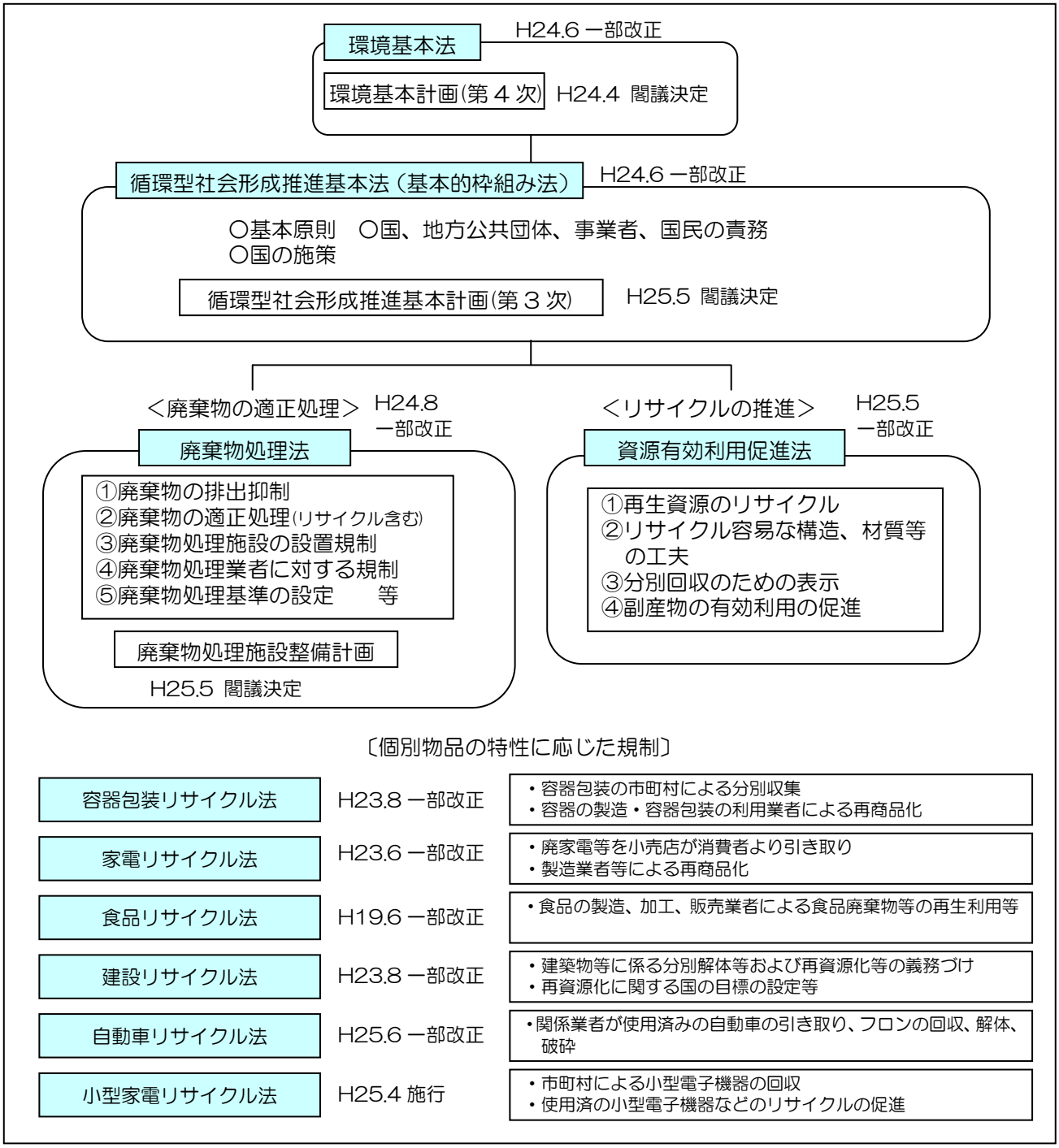

図 1.3　廃棄物関連の法体系

２　三沢市の地域特性

１　三沢市の特徴

三沢市は青森県の南東部に位置し、東は太平洋、西は小川原湖に臨んでいます。東西約11km、南北約 25km、面積 120.09 平方 km の平坦地で、世界的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された「仏沼」を始めとする豊かな自然に恵まれています。

古くから馬産地として栄えた県南にあって、三沢市域は江戸時代には藩政牧場の「木崎牧」に含まれ、人々は馬産や漁業に携わっていましたが、太平洋戦争後に旧日本海軍飛行場が米軍三沢基地となり、三沢市は大きく変貌しました。

現在は、全国有数の航空施設がある大空のまちとして、約 4 万 2 千人の人口に加え 9 千人弱の米軍人、軍属及びその家族が暮らし、異国情緒漂う国際都市として独自の発展を続けています。

※三沢市ホームページより抜粋

図 2.1　三沢市の位置

２　人口と世帯数の動向

本市の人口の動向を表 2.1、図 2.2 に示します。本市の人口は平成 13 年度をピークに減少傾向となっており、平成 13 年度と比較して平成 25 年度の人口は約 2,500 人少ない、41,886 人となっています。世帯数は増加傾向となっており、平成 12 年度と比較して平成 25 年度の世帯数は、約 1,355 世帯多い、18,855 世帯となっています。人口の減少と、世帯数の増加により平成 25 年度における 1 世帯当たりの人口は約 2.2 人となっています。

表 2.1　人口と世帯数の動向

	実績（人）	世帯数（世帯）	１世帯当たりの人口（人/世帯）
平成 12 年	43,832	17,500	2.50
平成 13 年	44,388	17,840	2.49
平成 14 年	44,382	17,993	2.47
平成 15 年	44,165	18,041	2.44
平成 16 年	44,071	18,137	2.43
平成 17 年	43,945	18,265	2.41
平成 18 年	43,685	18,372	2.38
平成 19 年	43,107	18,291	2.36
平成 20 年	42,914	18,342	2.34
平成 21 年	42,544	18,349	2.32
平成 22 年	42,250	18,455	2.29
平成 23 年	42,234	18,557	2.28
平成 24 年	42,180	18,767	2.25
平成 25 年	41,886	18,855	2.22

資料：住民基本台帳（各年９月末日）

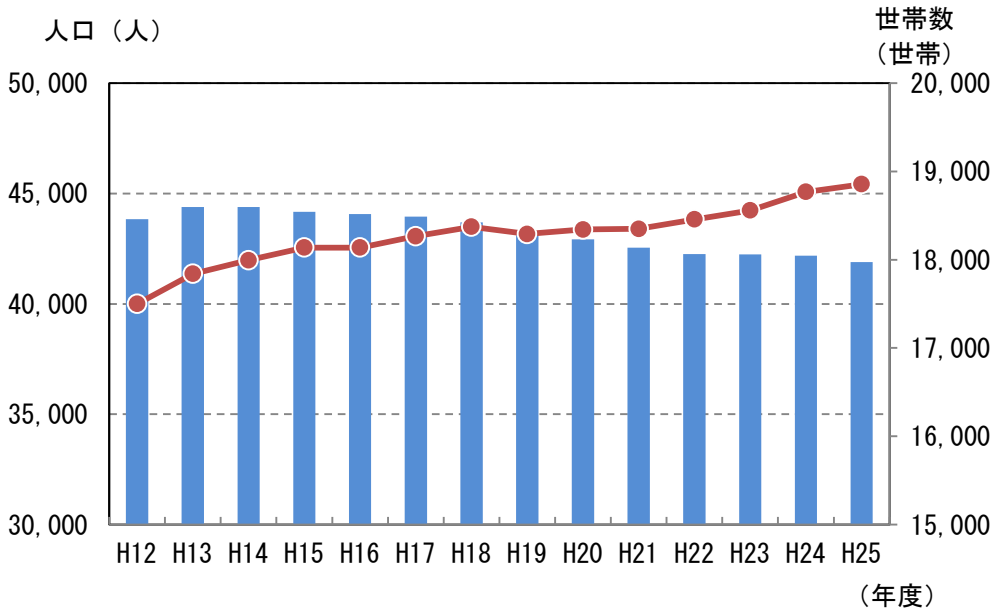

資料：住民基本台帳（各年９月末日）
※住民基本台帳制度の変更に伴い平成 24 年度以降の数字は
　外国人住民を含めた数字を示しています。

図 2.2　人口と世帯の動向

本市の年齢別の人口を表 2.2、図 2.3 に示します。本市の人口分布の特徴として、35 歳～39 歳の割合が最も高くなっています。また、25 歳～79 歳の範囲で比較的均等に分布しています。

表 2.2　年齢５歳階級別人口　単位：人

年齢	男	女	合計
0 ～ 4 歳	1,011	1,097	2,108
5 ～ 9 歳	1,052	1,047	2,099
10 ～ 14 歳	1,109	1,159	2,268
15 ～ 19 歳	963	1,007	1,970
20 ～ 24 歳	809	967	1,776
25 ～ 29 歳	1,200	1,426	2,626
30 ～ 34 歳	1,387	1,438	2,825
35 ～ 39 歳	1,508	1,673	3,181
40 ～ 44 歳	1,442	1,481	2,923
45 ～ 49 歳	1,297	1,348	2,645
50 ～ 54 歳	1,272	1,410	2,682
55 ～ 59 歳	1,426	1,478	2,904
60 ～ 64 歳	1,354	1,305	2,659
65 ～ 69 歳	1,185	941	2,126
70 ～ 74 歳	1,048	892	1,940
75 ～ 79 歳	1,208	798	2,006
80 ～ 84 歳	819	506	1,325
85 ～ 89 歳	446	204	650
90 ～ 94 歳	199	68	267
95 ～ 99 歳	44	11	55
100 歳以上	11	1	12
不詳	140	71	211

資料：「平成 22 年 国勢調査結果」

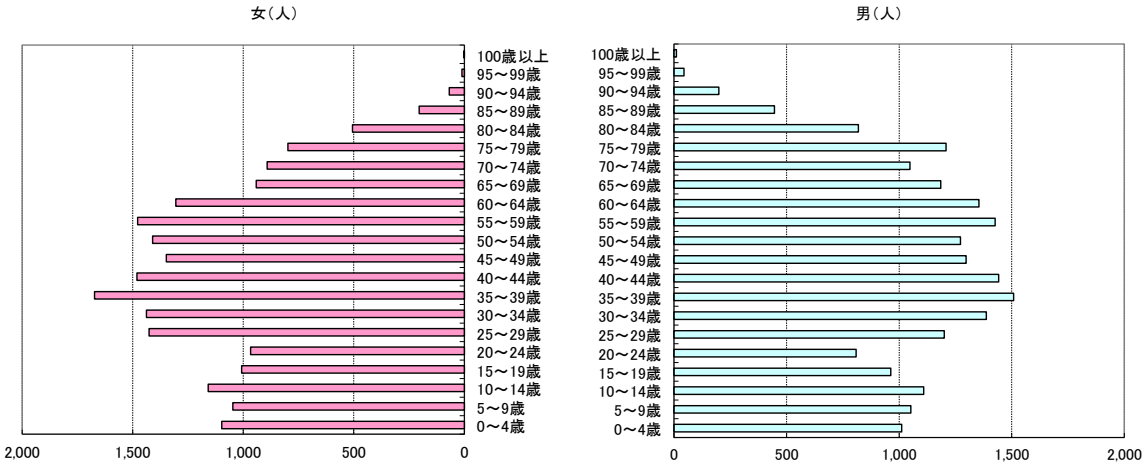

図 2.3　年齢５歳階級別人口

将来の高齢者割合（65 歳以上）を表 2.3、図 2.4 に示します。本市の高齢者人口割合は 2010 年（平成 22 年）で 20.5%となっています。これは、青森県全体と比較すると低い数字となっていますが、今後ゆっくりと高齢化社会に移行していくことが予測されます。

表 2.3　将来の高齢者割合

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
三沢市	20.5%	23.4%	26.3%	28.1%	29.8%	32.0%	34.7%
青森県	25.8%	30.0%	33.5%	35.8%	37.6%	39.3%	41.5%

資料：人口問題研究所　将来推計

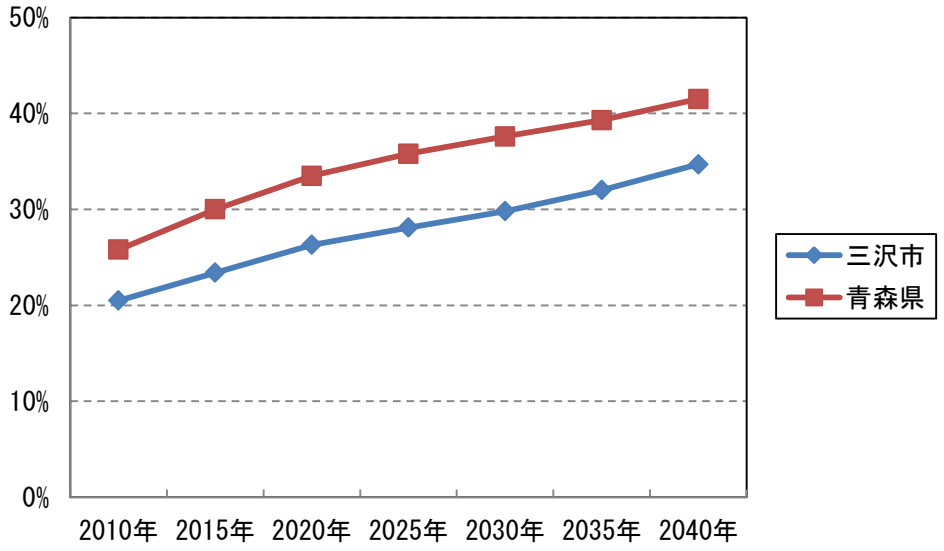

図 2.4　高齢者割合の推移

３　産業と地域経済の動向

本市の産業分類別事業所数割合を図 2.5 に、産業分類別従業員者数割合を図 2.6 に示します。本市の全事業所のうち８割以上が第３次産業となっており、次いで第２次産業、第１次産業の順となっています。

従業員数についても、事業所数と同様に第３次産業、第２次産業、第１次産業の順となっていますが、事業所数と比較して第２次産業の割合が若干高くなっています。

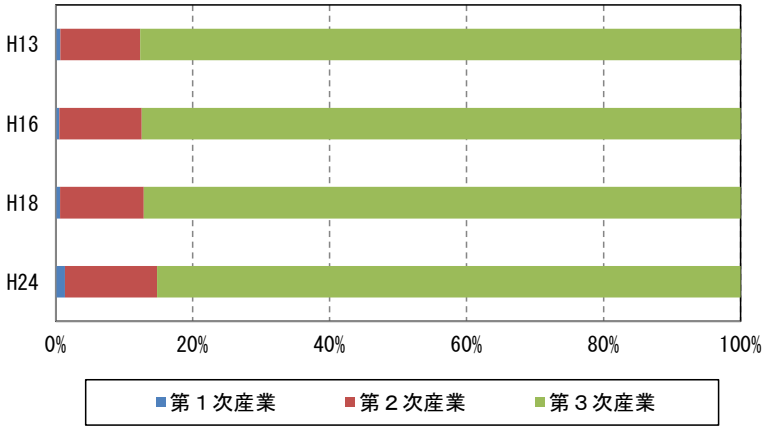

図 2.5　産業分類別事業所数割合の推移

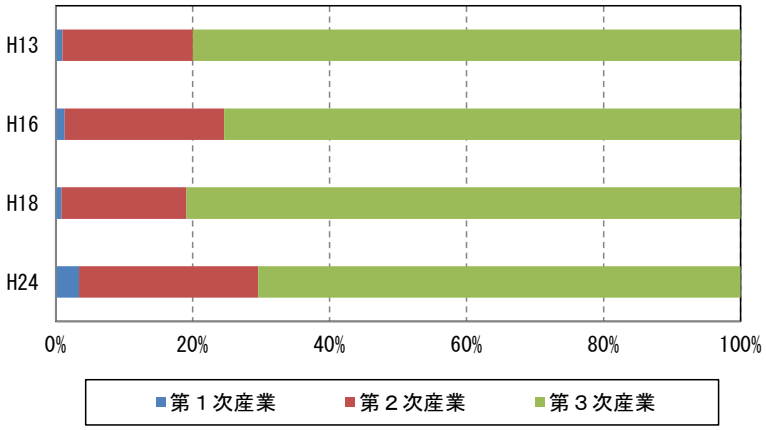

図 2.6　産業分類別従業員者数割合の推移

資料：「事業所・企業統計調査、経済センサス」

４　土地利用状況

本市の地目別面積を表 2.4 に示します。その他を除くと、田が約 18%と最も割合が高くなっており、次いで畑が約 17%、雑種地が約 13%となっています。宅地は約 11%となっており、田畑と比較するとあまり割合は高くありません。

なお、その他の約 26km^2 の大部分は米軍関連施設であり、本市の地目別面積においても大きな割合を占めます。

表 2.4　地目別面積

	面積（km^2）	割合
田	21.52	17.9%
畑	20.21	16.8%
宅地	13.31	11.1%
池沼	0.01	0.0%
山林	15.10	12.6%
原野	8.06	6.7%
雑種地	15.27	12.7%
その他	26.61	22.2%
計	120.09	100.0%

※平成 24 年 1 月 1 日現在

３　一般廃棄物処理の現状

１　ごみの排出状況

（１）ごみ排出量

家庭系ごみ、事業系ごみの排出量を表 3.1、図 3.1 に示します。家庭系ごみは平成 13 年度から平成 20 年度まで若干の減少傾向でしたが、平成 21 年度以降は、ほぼ横ばいとなっています。事業系ごみは多少の増減はありますが、緩やかな減少傾向となっています。なお、全体のごみ排出量は平成 12 年度と比較して約 8,200 t 減少しています。

表 3.1　ごみ排出量（家庭系・事業系）の推移

	人口 （人）	家庭系ごみ （t/年）	事業系ごみ （t/年）	計 （t/年）	削減率
平成 12 年	43, 832	15, 684	9, 244	24, 928	H12 比 △22%
平成 13 年	44, 388	14, 368	8, 910	23, 278	
平成 14 年	44, 382	13, 758	7, 431	21, 189	
平成 15 年	44, 165	13, 646	6, 463	20, 109	
平成 16 年	44, 071	12, 805	6, 499	19, 304	
平成 17 年	43, 945	13, 494	6, 063	19, 557	
平成 18 年	43, 685	13, 120	5, 301	18, 421	H17 比 △14%
平成 19 年	43, 107	12, 847	5, 161	18, 008	
平成 20 年	42, 914	12, 531	4, 687	17, 218	
平成 21 年	42, 544	12, 225	4, 529	16, 754	
平成 22 年	42, 250	12, 101	4, 515	16, 616	
平成 23 年	42, 234	12, 092	4, 372	16, 464	
平成 24 年	42, 180	12, 287	4, 469	16, 756	

※ここでの家庭系ごみ、事業系ごみはそれぞれの資源物を含めた数字です。

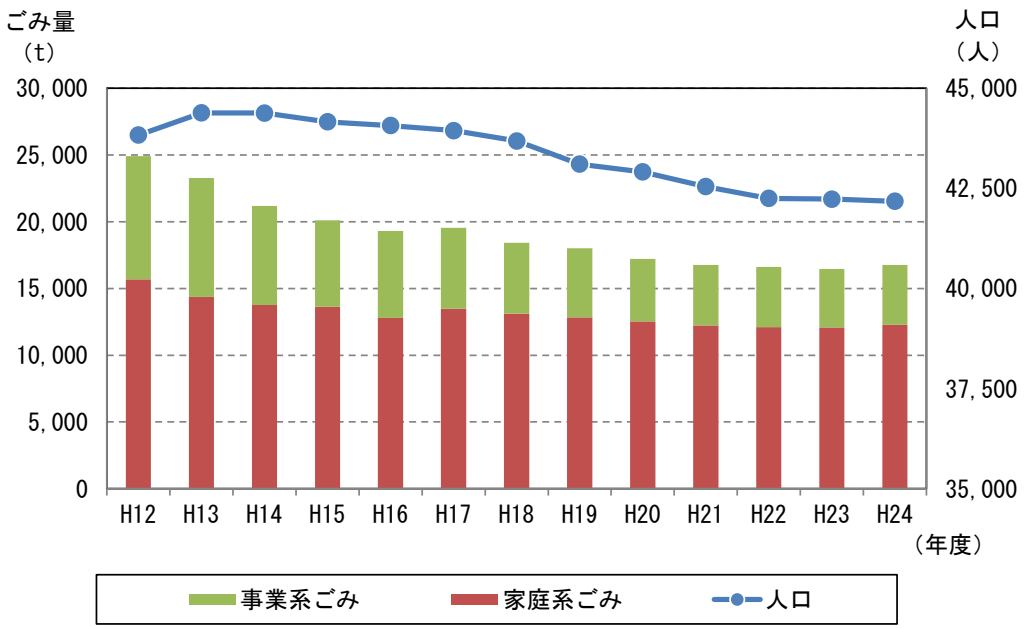

図 3.1　ごみ排出量（家庭系・事業系）の推移

（2）家庭系ごみ

家庭系ごみの１人１日当たりのごみ排出量の推移を表 3.2、図 3.2 に示します。家庭系ごみの１人１日当たりの排出量は、平成 12 年度から平成 16 年度までは急激に減少しており、この４年間で約 180 g/人・日も低下しています。最近５年間の１人１日当たりの排出量は約 700 g/人・日程度で推移しています。

家庭系資源物は、平成 15 年度や平成 18 年度など 100 g/人・日以上になる年もありましたが、最近の４年間では約 80g/人・日程度で推移しています。

表 3.2　１人１日当たりのごみ排出量（家庭系）

	家庭系ごみ（g/人・日）	家庭系資源物（g/人・日）	計（g/人・日）
平成 12 年	892.5	87.8	980.3
平成 13 年	788.1	98.7	886.8
平成 14 年	739.7	109.6	849.3
平成 15 年	738.8	105.4	844.2
平成 16 年	708.5	87.5	796.0
平成 17 年	746.3	95.0	841.3
平成 18 年	722.6	100.2	822.8
平成 19 年	719.4	94.9	814.3
平成 20 年	707.6	92.4	800.0
平成 21 年	701.6	85.6	787.3
平成 22 年	700.1	84.6	784.7
平成 23 年	697.6	84.6	782.3
平成 24 年	715.9	82.2	798.1

資料：住民基本台帳（各年９月末日）

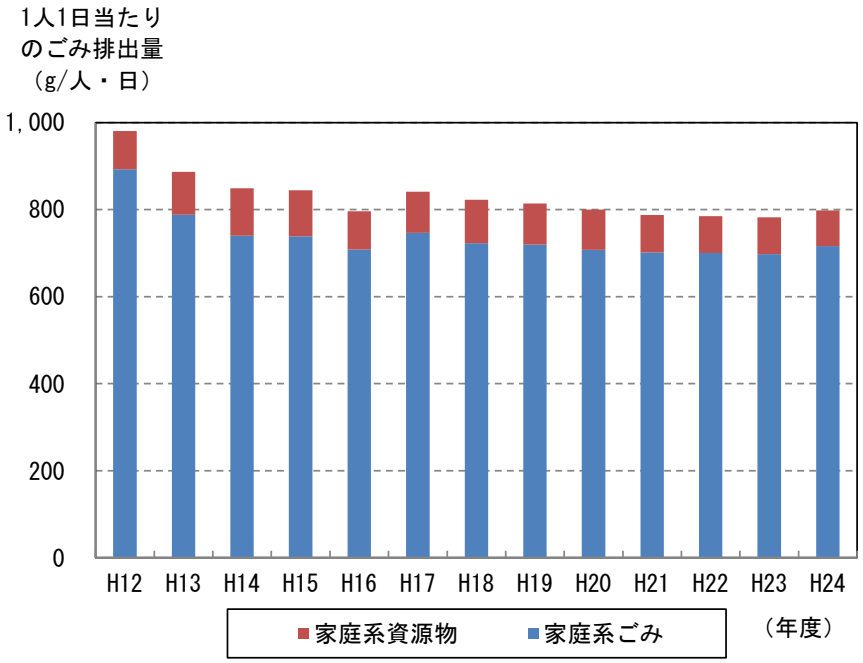

図 3.2　１人１日当たりのごみ排出量（家庭系）

（3）事業系ごみ

事業系ごみの排出量を表 3.3、図 3.3 に示します。事業系ごみは平成 12 年度から平成 15 年度までは急激に減少していましたが、平成 16 年度以降は緩やかな減少傾向となっています。平成 12 年度の排出量と比較すると、平成 24 年度の事業系ごみ排出量は、おおよそ半分の量となっています。

表 3.3　事業系ごみ排出量

	事業系ごみ（t/年）	事業系資源物（t/年）	計（t/年）
平成 12 年	9, 244	－	9, 244
平成 13 年	8, 910	－	8, 910
平成 14 年	7, 431	－	7, 431
平成 15 年	6, 463	－	6, 463
平成 16 年	6, 207	292	6, 499
平成 17 年	5, 818	245	6, 063
平成 18 年	4, 963	338	5, 301
平成 19 年	4, 876	285	5, 161
平成 20 年	4, 444	243	4, 687
平成 21 年	4, 302	227	4, 529
平成 22 年	4, 303	212	4, 515
平成 23 年	4, 153	219	4, 372
平成 24 年	4, 261	208	4, 469

※基地内米軍基地関係ごみおよび一時的なし尿汚泥受入れ（平成 19 年度～平成 24 年度）は含んでいません。

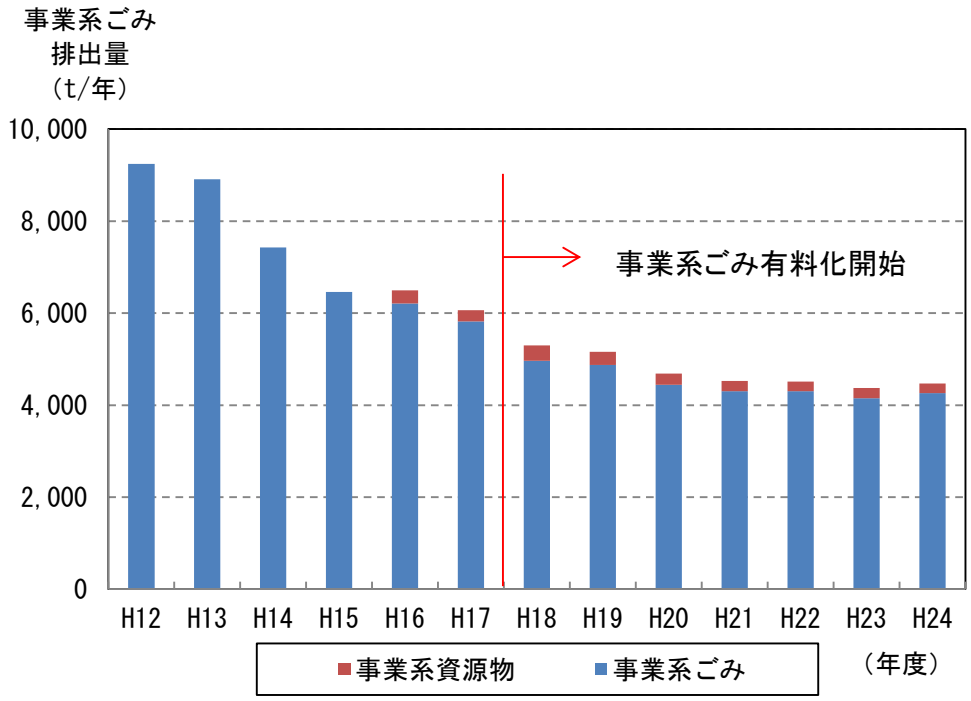

図 3.3　事業系ごみ排出量

（4）米軍基地関係ごみ

本市では、基地外住居者のごみの処理も行っています。米軍基地関係ごみの排出量を表 3.4、図 3.4 に示します。（事業系ごみ）

※米軍基地内のごみは独自処理、自衛隊関連施設から排出されるごみについては、事業系ごみに含まれています。

表 3.4　米軍基地関係ごみ排出量

	米軍基地関係ごみ（t/年）
平成 12 年	3,018
平成 13 年	1,663
平成 14 年	683
平成 15 年	1,115
平成 16 年	1,299
平成 17 年	1,510
平成 18 年	2,217
平成 19 年	969
平成 20 年	753
平成 21 年	730
平成 22 年	637
平成 23 年	591
平成 24 年	589

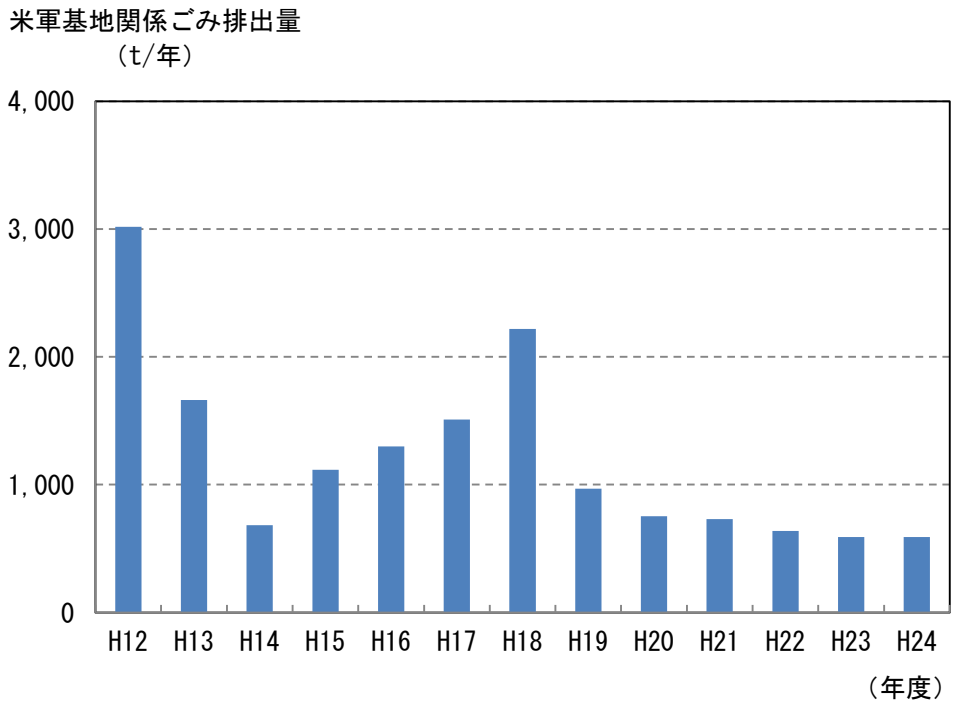

図 3.4　米軍基地関係ごみ排出量

２　ごみの処理・処分状況

（１）焼却処理

焼却施設では、主にもやせるごみと粗大ごみ処理施設で破砕・分別処理された可燃物の焼却をしています。

平成 14 年度以降の焼却処理量は、もやせるごみの排出量とほぼ比例していることから、もやせるごみが若干減少したことに伴って、若干減少しています。

表 3.5　焼却処理量

	直接焼却 （t/年）	粗大ごみ 処理施設から （t/年）	資源物から 排除されたもの※ （t/年）	計 （t/年）
平成 12 年	10,205	1,076	29	11,310
平成 13 年	12,783	710	27	13,520
平成 14 年	17,685	523	33	18,241
平成 15 年	16,307	541	15	16,863
平成 16 年	16,247	537	29	16,813
平成 17 年	16,560	510	48	17,118
平成 18 年	15,595	316	－	15,911
平成 19 年	15,464	306	－	15,770
平成 20 年	15,168	329	－	15,497
平成 21 年	14,985	345	－	15,330
平成 22 年	15,055	338	－	15,393
平成 23 年	14,543	339	－	14,882
平成 24 年	14,402	334	－	14,736

※状態が悪く資源利用できなかったもの

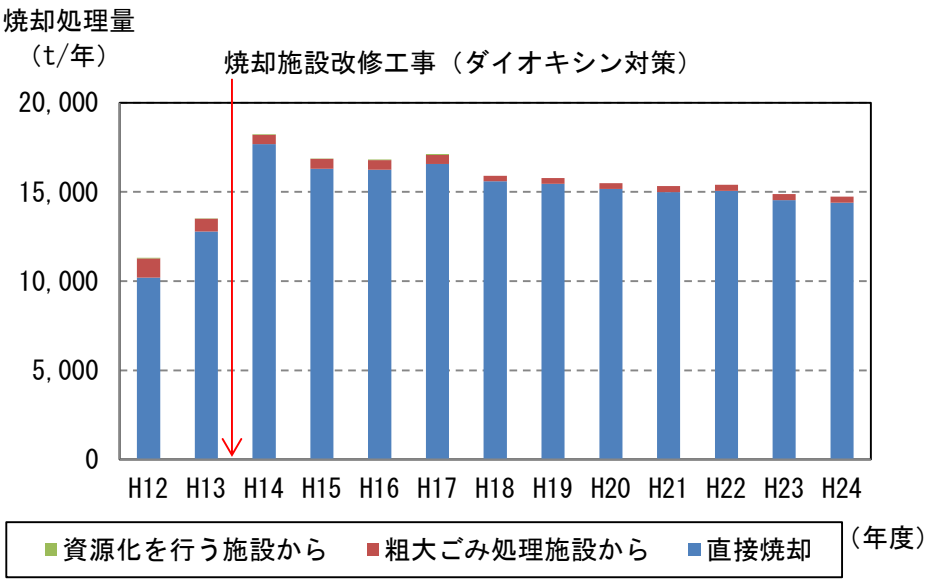

図 3.5　焼却処理量

（2）粗大ごみ処理

粗大ごみ処理施設では、粗大ごみともやせないごみの一部を破砕・選別処理しています。選別処理後の可燃物は焼却施設にて焼却処理し、資源物は資源として再利用し、その他については最終処分しています。

表 3.6　粗大ごみ処理量

	粗大ごみ処理量 （t/年）
平成 12 年	2,691
平成 13 年	1,776
平成 14 年	907
平成 15 年	1,399
平成 16 年	1,342
平成 17 年	1,308
平成 18 年	1,034
平成 19 年	978
平成 20 年	951
平成 21 年	942
平成 22 年	900
平成 23 年	903
平成 24 年	963

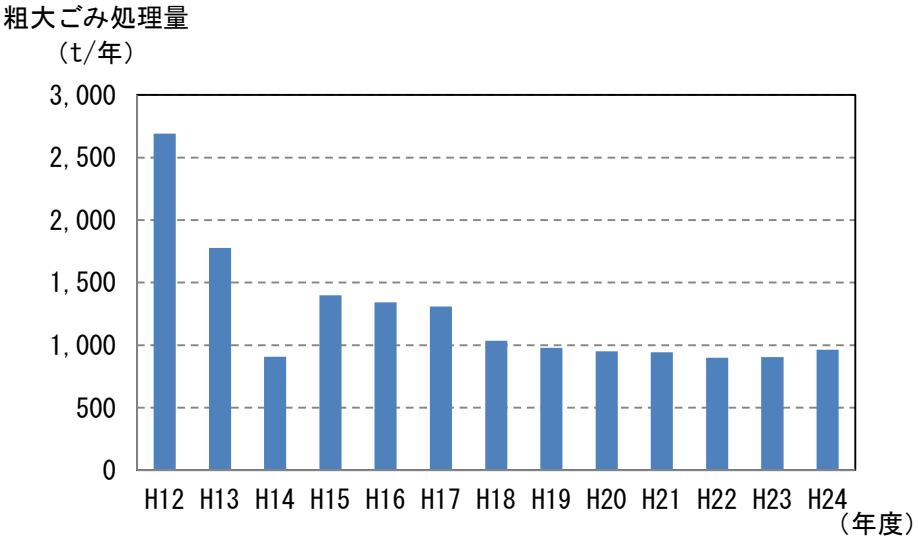

図 3.6　粗大ごみ処理量

（3）最終処分

最終処分量を表 3.7、図 3.7 に示します。平成 12 年度においては 1 万トン以上のごみを中間処理せずに直接投入していましたが、ほとんどのごみを中間処理するものとし、平成 16 年度以降は直接投入量を 100 トン以下にまで抑制しています。そのため、平成 16 年度以降の最終処分の内訳は、焼却施設からの焼却灰や焼却残渣と、粗大ごみ処理施設からの処理残渣が大部分となっています。

表 3.7　最終処分量

	直接投入（t/年）	焼却施設から（t/年）	粗大ごみ処理から（t/年）	資源物から排除されたもの（t/年）	計（t/年）
平成 12 年	10,627	1,421	1,615	391	14,054
平成 13 年	7,121	1,806	1,066	405	10,398
平成 14 年	945	2,738	384	443	4,510
平成 15 年	699	2,661	24	643	4,027
平成 16 年	77	2,691	550	592	3,910
平成 17 年	57	2,768	555	－	3,380
平成 18 年	8	2,803	442	－	3,253
平成 19 年	95	2,550	414	－	3,059
平成 20 年	100	2,504	356	－	2,960
平成 21 年	45	2,565	315	－	2,925
平成 22 年	10	2,497	317	－	2,824
平成 23 年	4	2,413	304	－	2,721
平成 24 年	51	2,333	370	－	2,754

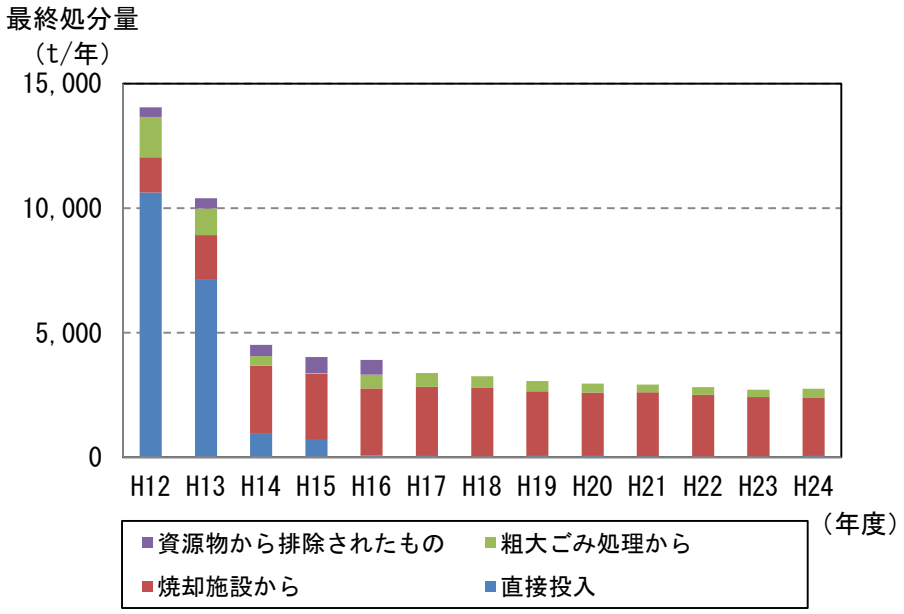

図 3.7　最終処分量

（4）リサイクルの状況

本市の総資源化量とリサイクル率を表 3.8、図 3.8 に示します。総資源化量とは、資源として収集された紙類、びん類、かん類、ペットボトルなどの直接資源化量と粗大ごみ処理施設により選別された処理後資源化量を合計した数量です。

排出されたごみのうち、資源化されている割合を示すリサイクル率は平成 12 年度から平成 18 年度までは上昇していましたが、それ以降は 10%程度で推移しています。

表 3.8　リサイクルの状況

	ごみ排出量 ① (t/年)	直接資源化 ② (t/年)	処理後資源化量 ③ (t/年)	総資源化量 ②+③ (t/年)	リサイクル率 ②+③/①×100
平成 12 年	24,928	850	135	985	4.0%
平成 13 年	23,278	950	216	1,166	5.0%
平成 14 年	21,189	978	229	1,207	5.7%
平成 15 年	20,109	863	1,017	1,880	9.3%
平成 16 年	19,304	815	457	1,272	6.6%
平成 17 年	19,557	1,237	590	1,827	9.3%
平成 18 年	18,421	1,784	276	2,060	11.2%
平成 19 年	18,008	1,650	258	1,908	10.6%
平成 20 年	17,218	1,611	266	1,877	10.9%
平成 21 年	16,754	1,477	282	1,759	10.5%
平成 22 年	16,616	1,441	245	1,686	10.1%
平成 23 年	16,464	1,449	260	1,709	10.4%
平成 24 年	16,756	1,393	259	1,652	9.9%

※ごみ排出量は米軍施設関係ごみ量・し尿処理汚泥を含めない数字です。

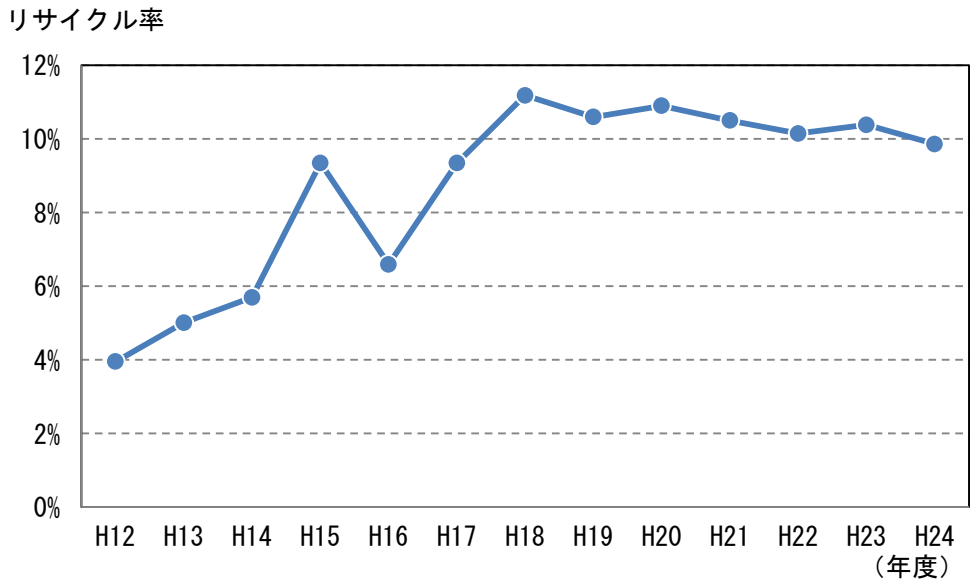

図 3.8　リサイクル率の推移

（5）最終処分の状況

最終処分率を表 3.9、図 3.9 に示します。最終処分率とは、ごみ排出量に対して、どれほど最終処分されているかを示す数値です。

本市の最終処分率は平成 12、13 年度では、ごみ焼却施設改修工事のため 40%を超えていましたが、平成 17 年度以降は 16%～18%の範囲で推移しており、大きな変動はありません。

表 3.9　最終処分の状況

	ごみ排出量（t/年）	最終処分量（t/年）	最終処分率
平成 12 年	24, 928	14, 054	56. 4%
平成 13 年	23, 278	10, 398	44. 7%
平成 14 年	21, 189	4, 510	21. 3%
平成 15 年	20, 109	4, 027	20. 0%
平成 16 年	19, 304	3, 910	20. 3%
平成 17 年	19, 557	3, 380	17. 3%
平成 18 年	18, 421	3, 253	17. 7%
平成 19 年	18, 008	3, 059	17. 0%
平成 20 年	17, 218	2, 960	17. 2%
平成 21 年	16, 754	2, 925	17. 5%
平成 22 年	16, 616	2, 824	17. 0%
平成 23 年	16, 464	2, 721	16. 5%
平成 24 年	16, 756	2, 754	16. 4%

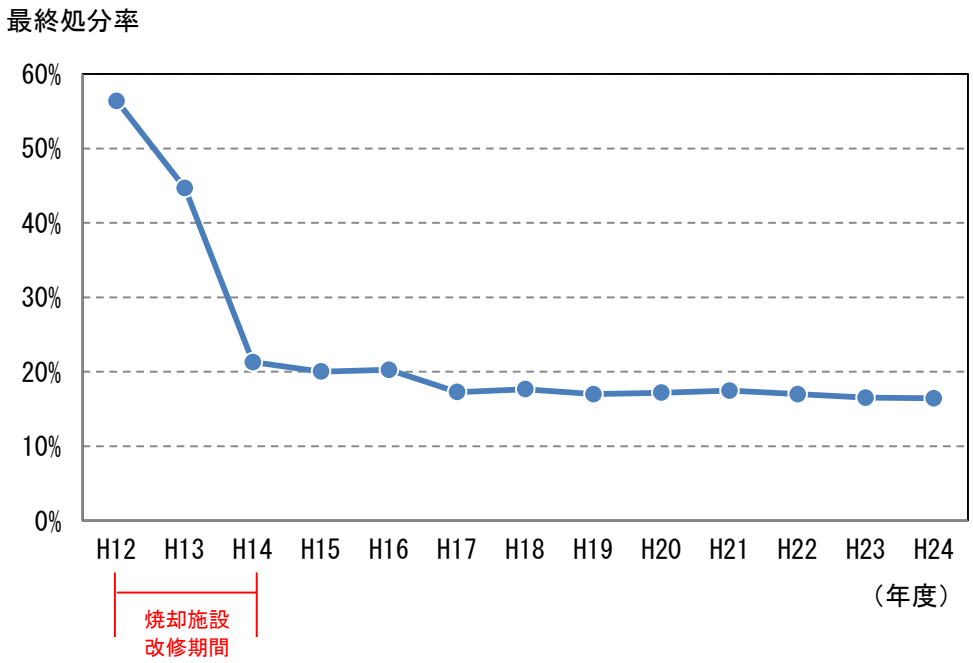

図 3.9　最終処分率の推移

３　他市との比較

（１）１人１日当たりのごみ排出量

１人１日当たりのごみ排出量の本市と県内他市との比較結果を図 3.10 に示します。本市の１人１日当たりのごみ排出量は弘前市、青森市、むつ市に次いで高くなっています。また、青森県、全国の数値と比較しても高い数値となっています。

このことは、三沢市の人口に参入されない米軍関係者が居住していることや、後述の地域特性によるものと考えられます。（参照：P14、25）

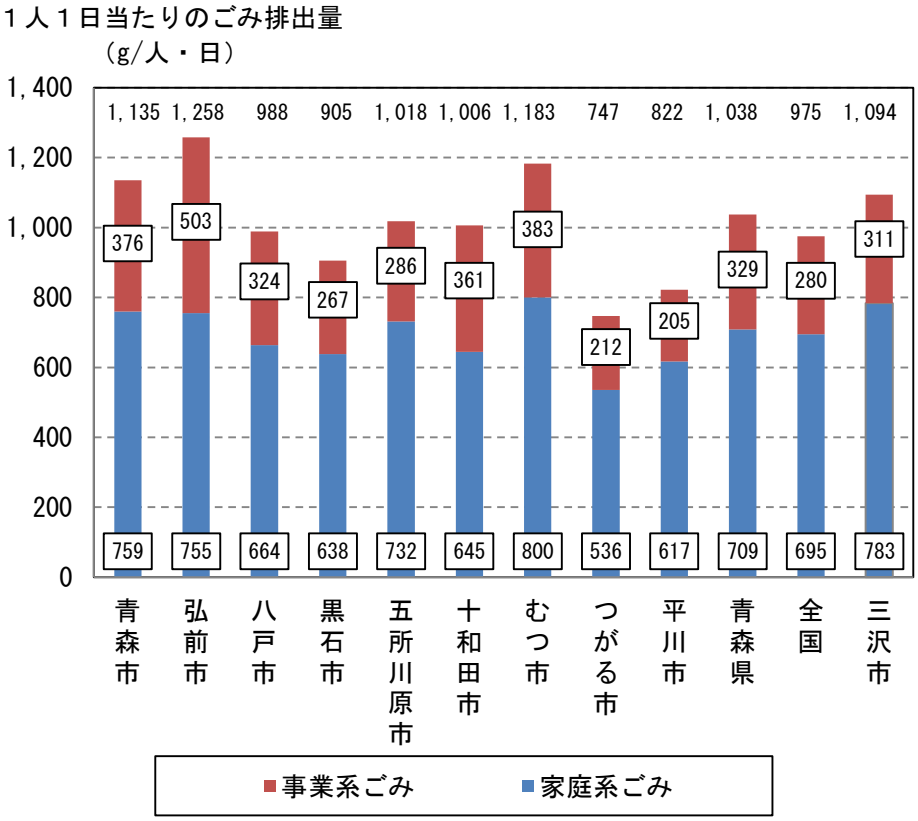

資料：「平成 23 年一般廃棄物処理調査結果」（環境省）

図 3.10　県内他市との比較（１人１日当たりのごみ排出量）

（2）リサイクル率

リサイクル率の本市と県内他市との比較結果を図 3.11 に示します。本市のリサイクル率は弘前市に次いで低い数字となっています。全国のリサイクル率は 20%を超過しているのに対して、本市のリサイクル率はその半分である 10%程度となっています。

むつ市のリサイクル率が高い理由として、むつ市では溶融炉より発生する溶融スラグの資源利用を行っており、さらに焼却灰についても山元還元による資源化や、セメント材料として利用しているためです。

また、十和田市についても焼却灰をセメント材料として利用しているため、リサイクル率が高くなっています。

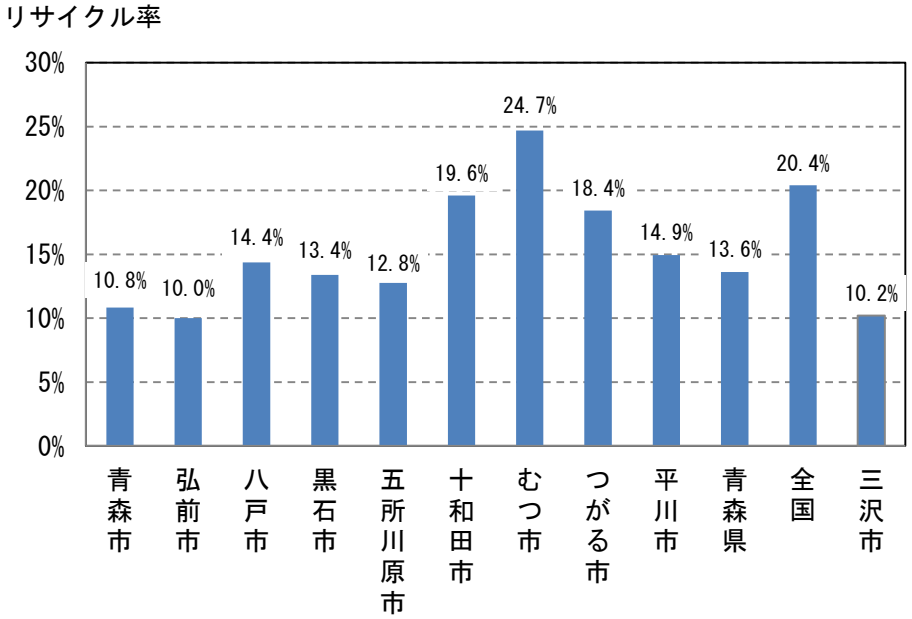

資料：「平成 23 年一般廃棄物処理調査結果」（環境省）

図 3.11　県内他市との比較（リサイクル率）

（3）最終処分率

最終処分率の本市と県内他市との比較結果を図 3.12 に示します。

十和田市とむつ市の最終処分率が極端に低い理由として、十和田市では焼却灰をセメント材料として使用していること、むつ市では焼却灰をセメント材料と山元還元による資源化を行っていることにより、焼却灰のほとんどを最終処分しないためです。

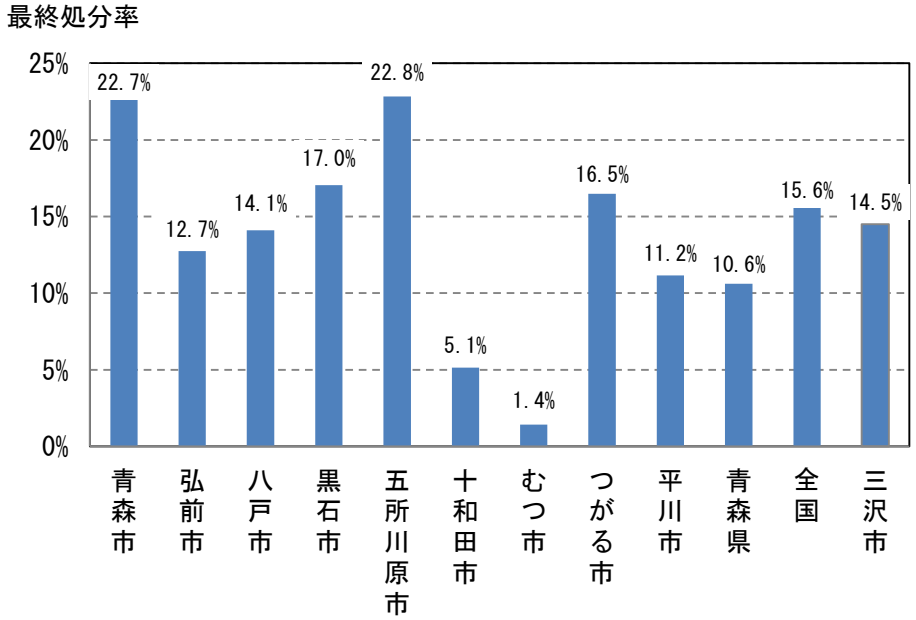

資料：「平成 23 年一般廃棄物処理調査結果」（環境省）

図 3.12　県内他市との比較（最終処分率）

４　ごみの内訳

（１）ごみ種類の内訳

本市のごみの内訳を図 3.13 に示します。ごみの内訳を確認すると、もやせるごみの割合が最も多く、全体の約 75%程度で推移しています。次いで資源ごみ、もやせないごみ、粗大ごみとなっています。

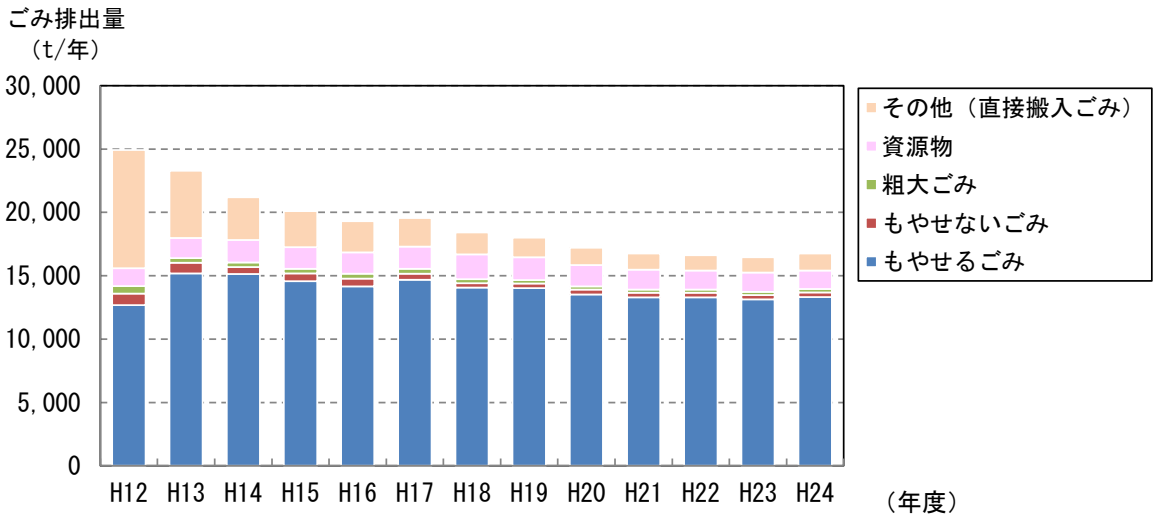

図 3.13　排出ごみの内訳

（２）もやせるごみの内訳

本市のもやせるごみ内訳を図 3.14 に示します。もやせるごみの約 40%は紙・布類となっており、次いで厨芥類、草木類（木・竹・ワラ・野草類）となっています。

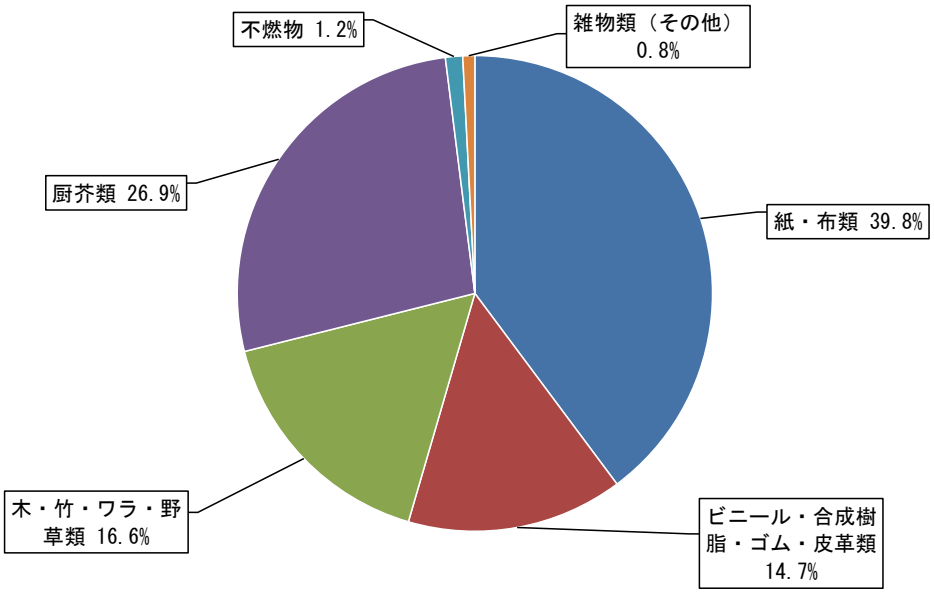

図 3.14　燃やせるごみの内訳（湿重量割合）
（平成２５年５月、８月、１１月に実施した組成調査より）

（３）もやせるごみの内訳の比較

もやせるごみの内訳について、他都市と比較をしました。比較する都市として、八戸市および米軍の駐留する類似都市である山口県の岩国市、都市部として東京都多摩市を選定しました。

地域的な特徴として、本市および本市に位置的に近傍である八戸市は草木類（木・竹・ワラ・野草類）の割合が高く全体の 20%程度を占めております。

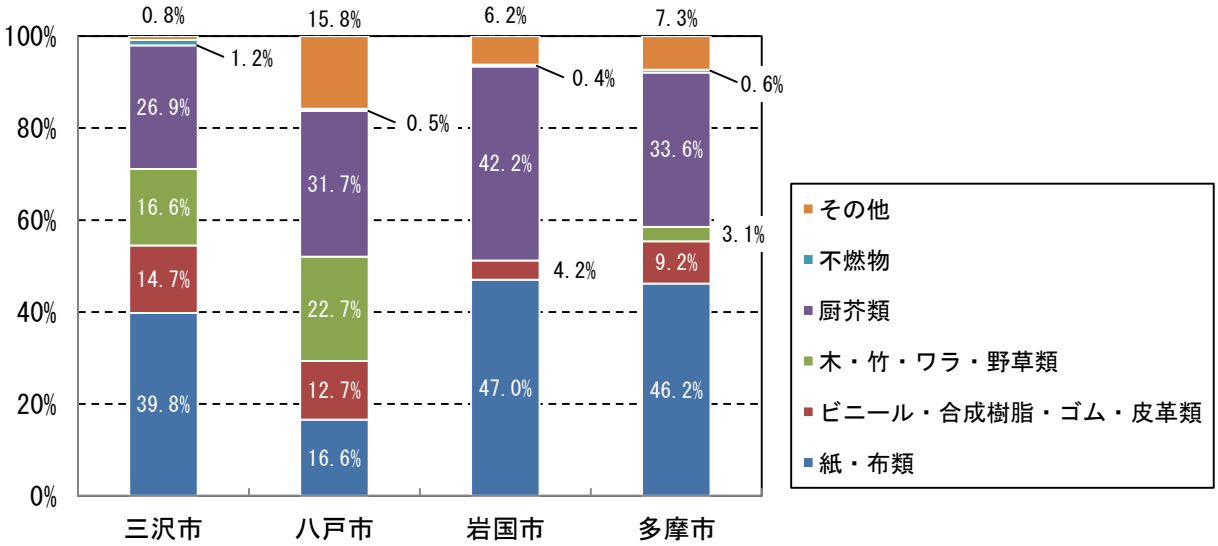

図 3.15　もやせるごみの内訳の比較

資料：　八戸市ホームページ
「岩国市一般廃棄物処理基本計画」　（平成 26 年３月 岩国市）
「多摩市一般廃棄物処理基本計画」　（平成 20 年６月 多摩市）
岩国市の草木類は、その他に含まれています。

※本市および多摩市の数値は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示されている、水分量を参考に、湿ベースに換算しました。また、内訳の項目は本市の項目に合うよう調整しています。

※ごみ組成内訳の調査実施期間
多摩市：平成２５年７月～１１月
岩国市：平成２５年８月
八戸市：平成２１年～２５年　７月上旬～８月上旬　５ヶ年平均
三沢市：平成２５年５月、８月、１１月

（４）本市のごみ内訳の特徴

本市の排出ごみの特徴として、もやせるごみの内訳を見てもわかるとおり、他県のもやせるごみの内訳と比較して、草木類（木・竹・ワラ・野草類）の割合が高くなっています。本市を含めた地方都市は、間地の多い宅地の割合が高く、除草作業等による草木類が大量に発生しているものと考えます。

また、厨芥類については、もやせるごみの内訳で紙・布に次いで高い割合となっています。青森県は魚介類の消費量が多く、特に青森県内においても漁港があり漁業の盛んな市町村のごみ排出量が多い傾向が見られるため、魚介類の消費にあたって魚のあらや、貝の殻などが多く発生することが、厨芥類の割合を押し上げている要因のひとつになっていると考えられます。

表 3.10　都道府県庁所在地都市等の魚介類消費購入数量（参考資料）

順位	都市名	消費量（ｇ）
1	青森市	50,552
2	鳥取市	43,607
3	松江市	41,029
17	盛岡市	33,994
23	仙台市	31,924
41	東京都区部	28,918
50	鹿児島市	25,620
	全国	32,355

資料：家計調査（家計収支編）調査結果：１世帯当たりの年間購入数量
（総務省統計データより：平成 22～24 年平均）

表 3.11　青森県内自治体のごみ排出量と漁港の有無（参考資料）（平成 23 年度）

市町村名	１人１日当たりのごみ排出量		漁港の有無
	（g/人・日）	順位	（○：漁港あり）
青森市	1,135	35	○
弘前市	1,258	38	
八戸市	988	26	○
黒石市	905	20	
五所川原市	1,018	31	
十和田市	1,006	28	
三沢市	1,094	34	○
むつ市	1,183	37	○
つがる市	747	5	
平川市	822	12	
平内町	1,357	39	○
今別町	866	14	
蓬田村	786	10	
外ヶ浜町	907	21	
鰺ヶ沢町	954	25	
深浦町	916	22	
西目屋村	1,014	30	
藤崎町	881	17	
大鰐町	733	3	
田舎館村	874	16	
板柳町	796	11	
鶴田町	763	8	
中泊町	747	4	
野辺地町	1,145	36	○
七戸町	989	27	
六戸町	750	7	
横浜町	887	18	
東北町	938	23	
六ヶ所村	1,371	40	○
おいらせ町	894	19	
大間町	1,012	29	○
東通村	873	15	
風間浦村	1,080	32	○
佐井村	947	24	
三戸町	1,089	33	
五戸町	729	2	
田子町	858	13	
南部町	749	6	
階上町	776	9	
新郷村	588	1	

事業系の紙類を受け入れていないため数字が低くなっている。民間受け入れ分を含めると 1,167g/人・日となる。

５　現状のごみ処理体制

本市の家庭系ごみは、「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源物（紙、布、びん、缶、ペットボトル）」に区分され、収集しています。ごみの収集は、経済性や効率を考慮し、市が委託した収集業者によって実施しています。

表 3.12　家庭系ごみの収集概要

ごみの区分		収集主体	収集頻度	収集方法
もやせるごみ		市（委託）	週２回	ステーション方式
もやせないごみ			月１回	
粗大ごみ			月１回	
資源物	紙		月１回	
	布		月１回	
	びん		月１回	
	缶		月１回	
	ペットボトル		月２回	

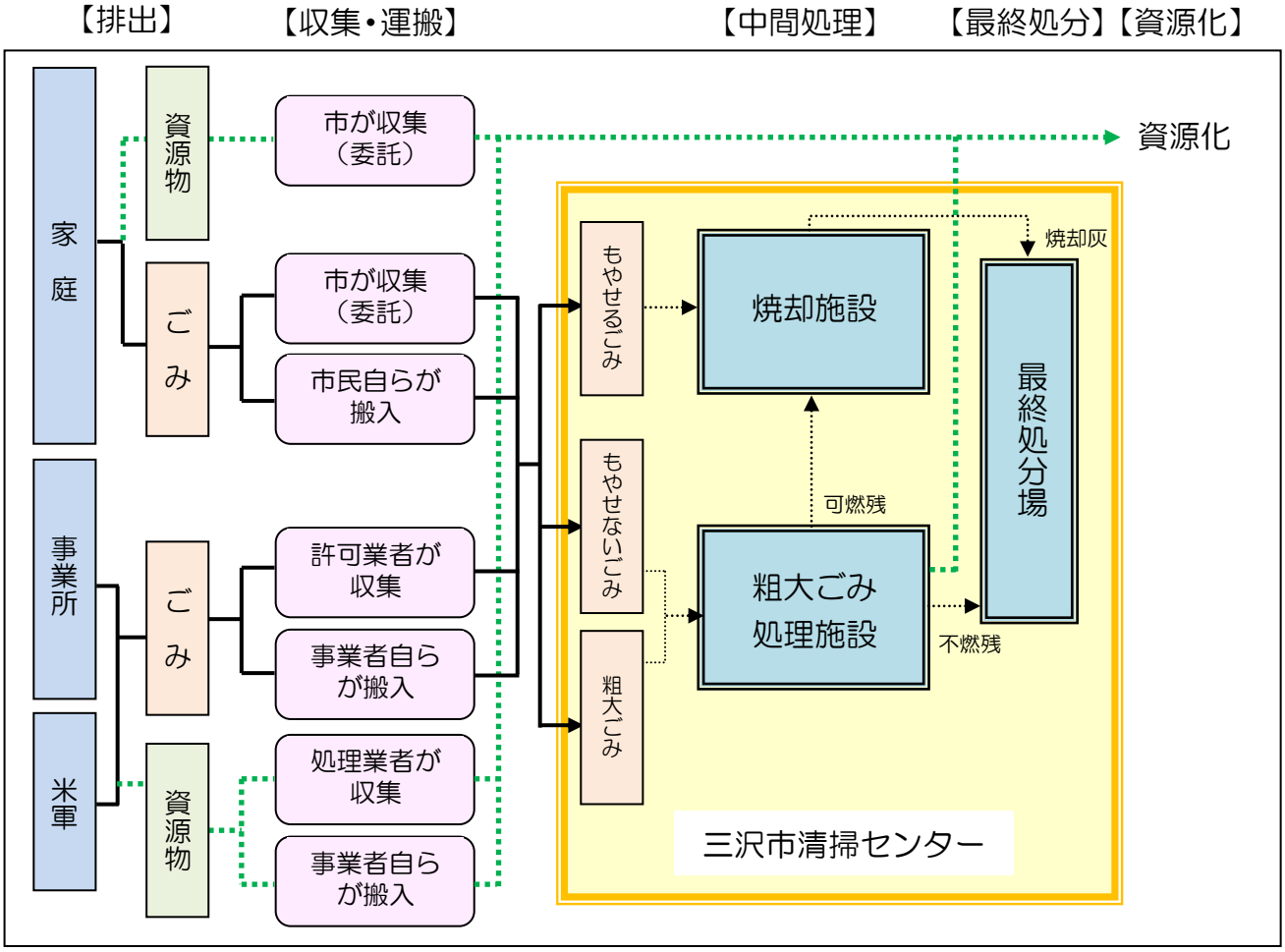

図 3.16　ごみ処理フロー

表 3.13　三沢市のごみ処理施設

施設名称		概要	処理能力	竣工
三沢市 清掃センター	焼却施設	准連続焼却式	85t/16h （42.5t/16h×2 炉）	平成４年 12 月
	粗大ごみ処理施設	破砕処理 （回転式横型破砕機） ３種選別 （可燃物・不燃物・鉄）	40t/8h	平成元年３月
	廃棄物混焼施設	乾溜ガス化燃焼方式	1.2t/8h	平成７年３月
	一般廃棄物最終処分場	準好気性埋立	215,000m^3 （施設整備時の容量）	平成 14 年３月

図 3.17　三沢市清掃センターの位置

６　ごみ処理費用

本市のごみ処理に係る費用を表 3.14 に示します。平成 23 年度のごみ処理費用がその他の年と比較して突出して高くなっています。これは、東日本大震災にて発生した震災ごみを委託処理したことによります。それ以外の年のごみ処理費用は、約４億円前後となっています。また、市民１人当たりのごみ処理費用は１万円前後、ごみ１ｔ当たりのごみ処理費用は 2.4 万円前後となっています。

市民１人当たりのごみ処理費用は県民１人当たりのごみ処理費用と比較すると 2,000 円程度、国民１人当たりのごみ処理費用と比較すると 3,000 円程度低額であり、１世帯当たり３人と仮定した場合、6,000～9,000 円程度低い経費で処理しています。

処理経費の負担を求め有料化している自治体は、１世帯当たり 3,000 円程度の負担をしているケースが多いことから、本市のごみ処理経費は比較的低い水準にあるといえます。

表 3.14　ごみ処理費用　　単位：円

年度	ごみ処理費	市民１人当たりのごみ処理費用	ごみ１ｔ当たりのごみ処理費用	県民１人当たりのごみ処理費用※1	国民１人当たりのごみ処理費用※1
H20	357, 807, 150	8, 338	20, 781	10, 701	12, 838
H21	443, 948, 400	10, 435	26, 498	11, 930	12, 724
H22	409, 477, 950	9, 692	24, 644	11, 535	12, 961
H23	660, 217, 409 （392, 406, 848）	15, 632 （9, 291）	40, 101 （23, 834）	10, 260	12, 575
H24	389, 906, 100	9, 244	23, 270	－	－

※ごみ処理費は工事費を除いた費用
※かっこ内は災害廃棄物処理費を除いた費用
※１：資料　一般廃棄物処理実態調査（環境省）

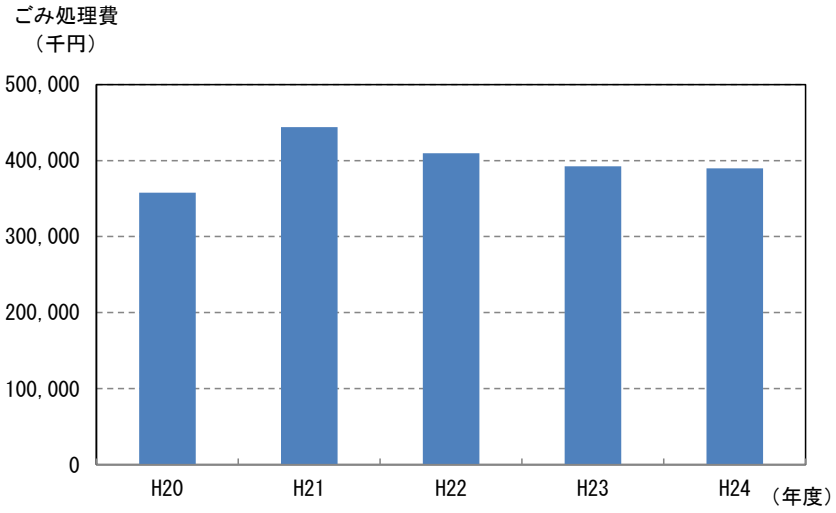

図 3.18　ごみ処理費の推移

※平成 23 年度については、災害廃棄物処理費を除いた費用を示しています。

７　目標達成状況

国、県および本市で設定した目標値と実績を比較しました。

（１）国の目標

・循環型社会形成推進基本計画（第１次）

計画の目標の設定：平成 12 年度～平成 22 年度
計画の目標　　：１人１日当たりの家庭系ごみ排出量※の約 20%削減
　　：１日当たりの事業系ごみ排出量※の約 20%削減
　　：最終処分量を平成 12 年度からおおむね半減
※資源回収されるものを除く

循環型社会形成推進基本計画（第１次）の数値目標と実績の比較を表 3.15 に示します。

これによると、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、最終処分量ともに目標値を満足しています。

表 3.15　数値目標との比較（循環型社会形成推進基本計画）

		基準年	三沢市実績	削減率	目標達成状況
		H12	H22		
家庭系ごみ排出量	g/人・日	893	700	△21.6%	達成
事業系ごみ排出量	t/日	25	12	△52.0%	達成
最終処分量	t/年	14,054	2,824	△79.9%	達成

（2）県の目標

青森県廃棄物処理計画（平成 14 年３月）において、循環型社会への対応のため、以下の数値目標を設定しています。

・青森県廃棄物処理計画

計画目標年次：平成 22 年度
計画の目標　：排出量を平成 15 年度から約 10%削減
　　：再生利用量（リサイクル率）を約 24%
　　：最終処分量を平成 15 年度から 34%削減

青森県廃棄物処理計画の数値目標と実績の比較を表 3.16 に示します。

これによると、排出量については数値目標を達成していますが、再生利用量および最終処分量については数値目標を達成できませんでした。

表 3.16　数値目標との比較（青森県廃棄物処理計画）

		基準年	三沢市実績	削減率	目標達成状況
		H15	H22		
排出量	t/年	20,109	16,616	△17.4 %	達成
再生利用率	-	9.3 %	10.1 %	増 0.8 %	不足
最終処分量	t/年	4,027	2,824	△29.9 %	4%不足

（3）本市の目標

前回計画における数値目標を以下に示します。

・三沢市一般廃棄物処理基本計画（前回計画）

計画目標年次	：平成 21 年度、平成 28 年度
計画の目標	：1 人1日当たりのごみ発生量　600g/人・日以下　（家庭系ごみのみ）
	：総排出量　14,720 t/年以下　（資源物を除く）
	：再生利用量（リサイクル率）　11.3%以上
	：最終処分量　3,340 t/年以下

前回計画に設定した本市の目標値と、平成 21 年度の実績およびごみ発生量がこのまま推移して行った場合の平成 28 年度の推計値を比較しました。

前回計画の1人1日当たりのごみ発生量の目標値は 600g/人・日に設定していますが、これは、平成 12 年度から平成 17 年度の5年間で 22%（11 ページ参照）の削減を達成している状況の中、平成 17 年度さらに 20.4%の削減を目指したもので、前述の国・県の目標と比較しても非常に高い目標値であったといえます。

前回計画の総排出量の目標値は 14,720 t/年に設定していますが、平成 21 年度の実績では約 500 t/年高い数値となっています。今後の景気浮揚による総排出量の増加効果を考慮すると、目標の達成は難しい状況となっています。

前回計画の資源化率の目標値は 11.3%に設定していますが、資源化率は横ばいか若干低下する推計となっており、このままでは達成が難しい状況となっていますが、都市部市町村の多くが採用している焼却灰の資源化等の対策を取り入れることにより達成可能な値です。

最終処分量については、前回計画の目標値を達成しています。

表 3.17　目標達成状況

	実績	目標		実績	推計
	H17	H21	H28	H21	H28
1人1日当たりのごみ排出量　（g/人・日）	754	600	600	702	751
総排出量　（t/年）	17,789	14,720 (-20.4%)	14,720 (-20.4%)	15,197	15,424
資源化率	9.3 %	11.3 %	11.3 %	10.5 %	10.1%
最終処分量　（t/年）	3,380	3,340	3,340	2,925	2,868

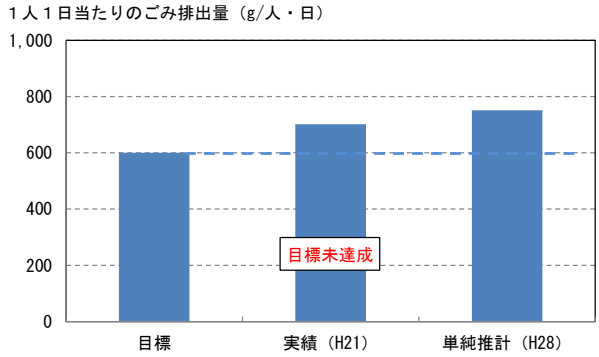

１人１日当たりのごみ排出量（三沢市）

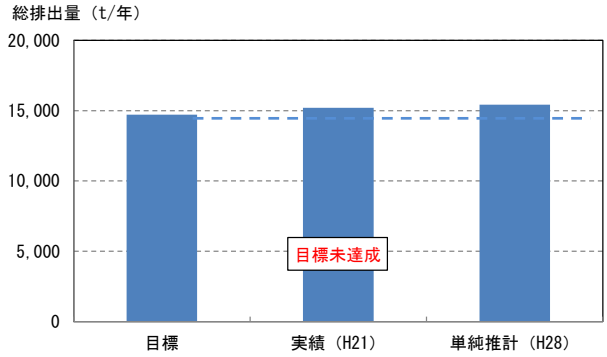

総排出量（三沢市）

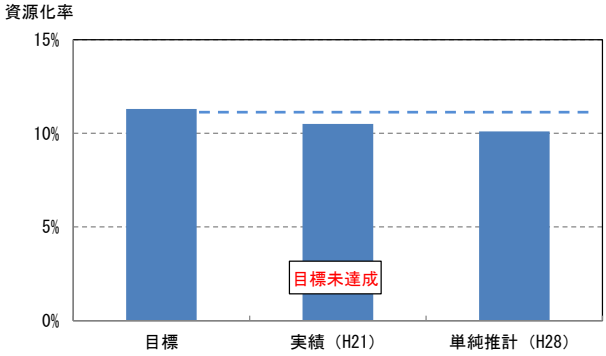

資源化率（三沢市）

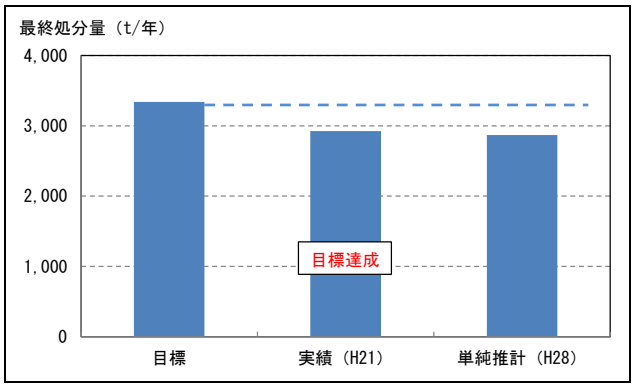

最終処分量（三沢市）

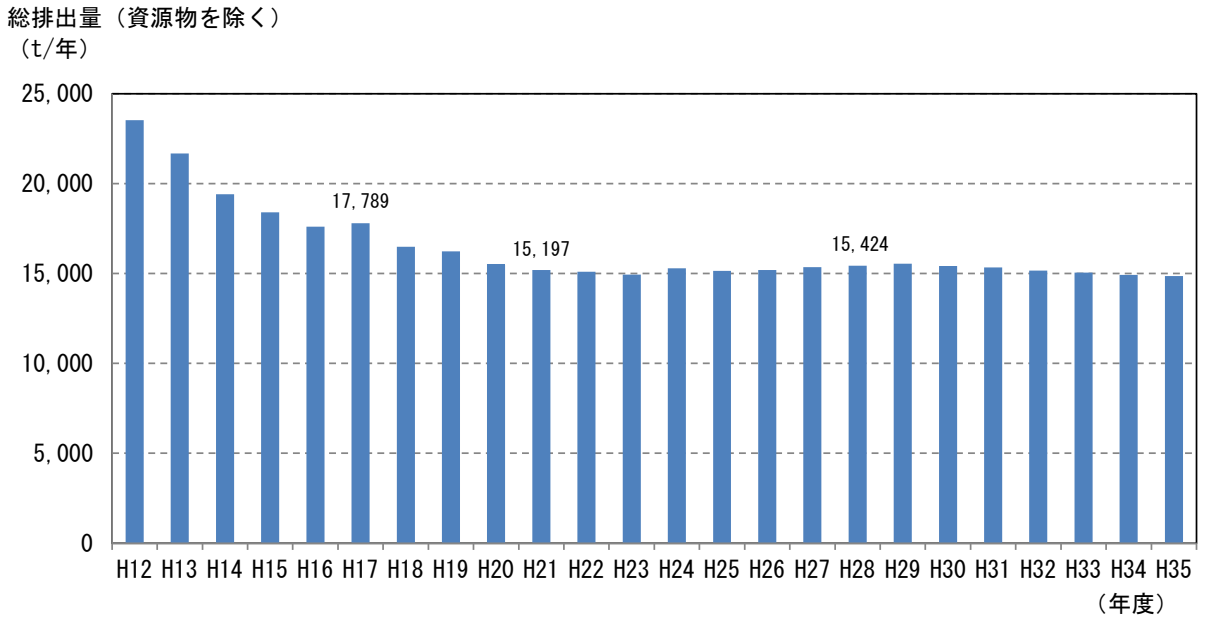

図 3.19　総排出量の推移（資源物を除く）（参考資料）

８　将来のごみ処理の見通し

前回計画以降、国の目標である「循環型社会形成推進基本計画」、および、県の目標である「第２次青森県循環型社会形成推進計画」の数値目標が新たに示されました。そこで、それぞれの目標年度における目標数値と、ごみ発生量がこのまま推移して行った場合の将来予測（単純予測）を比較しました。

（１）国の目標

平成 25 年５月に閣議決定された循環型社会形成推進基本計画（第３次）の数値目標を示します。

・循環型社会形成推進基本計画（第３次）

計画の目標の設定	：平成 32 年度	
基準年次	：平成 12 年度	
計画の目標	：１人１日当たりのごみ排出量	約 25%削減
	：循環利用率	17%※1
	：最終処分量	約 70%削減※2

※1　循環利用率 ＝ 循環利用量/（循環利用量　＋　天然資源投入量）

※2　最終処分量は産業廃棄物由来の量を含めた数字

（２）県の目標

・第２次青森県循環型社会形成推進計画

第２次青森県循環型社会形成推進計画（平成 23 年３月）の数値目標を示します。

計画の目標の設定	：平成 27 年度	
基準年次	：平成 20 年度	
計画の目標	：排出量	約 13%削減
	：再生利用率	25%
	：最終処分量	約 40%削減

（３）市の目標検討

国の１人１日当たりのごみ排出量および最終処分量（30、19 ページ参照）の目標値について、三沢市は達成済みであることから、市の目標設定にあたって県の目標に歩調を合わせることとする。ただし、排出量については、人口減による減量を見込まないようにするため、１人１日当たりのごみ排出量の削減率として目標年度に補正した目標設定を検討することが望ましい。

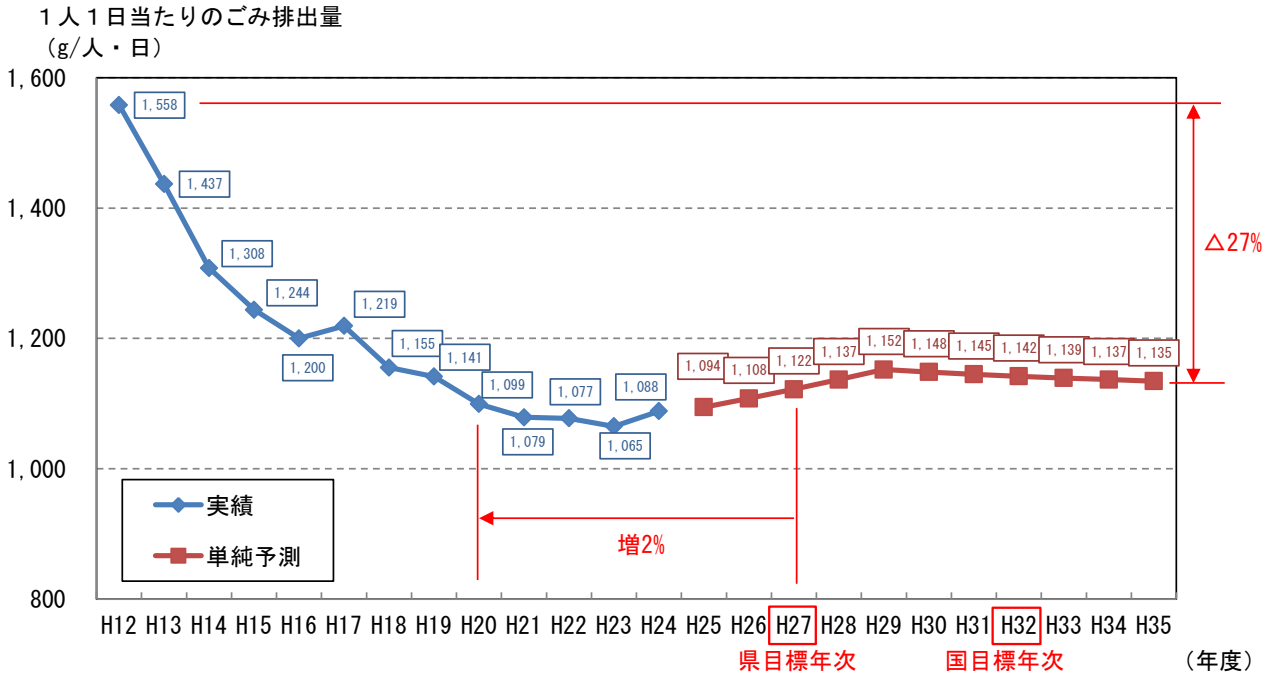

図 3.20　１人１日当たりのごみ排出量の数値目標の推移

９　ごみ処理の課題

（１）ごみ排出量

本市では、ごみ排出量の抑制のためにさまざまな施策に取り組んできましたが、家庭系の１人１日当たりのごみ排出量は、最近５年間で見るとほぼ横ばいのまま、800ｇ/人・日前後で推移しています。この数値は青森県全体や県内他市と比較しても高い数字であり、ごみ排出量の抑制のためにより効果的な施策を行う必要があります。

本市の排出されるごみの特徴として、もやせるごみの内、木・竹・ワラ・野草類の比率が高くなっています。また、魚介類消費量が高いことに関連して厨芥類の割合も比較的高くなっており、ごみ排出量を抑制するためには、これらの発生を抑制するような施策を検討していく必要があります。

（２）収集・運搬

循環型社会の形成を目指す上で、分別品目や各品目の収集回数の見直しなどが想定されるところではあるが、平成 24 年度決算におけるごみ処理経費３億８千９百万円のうち、収集運搬にかかる経費が１億８百万円と約 30%を占めていることから、リサイクルの充実とこれにかかる経費負担のバランスが課題である。

（３）中間処理

本市のごみ処理施設は、焼却施設については稼動から 30 年以上、粗大ごみ処理施設については稼動から 25 年以上が経過しており、施設更新のための検討を行う時期となっています。施設更新にあたっては、リサイクル率の向上、最終処分量の抑制、エネルギーの有効利用など、循環型社会形成を見据えた計画を策定することが求められます。さらに、施設建設から施設の稼動、維持・管理、施設償却までのトータルコストを低く抑えるような新しい仕組みについても検討が必要です。

（４）最終処分

本市の最終処分率は全国平均とほぼ同程度となっていますが、青森県の平均と比較すると５ポイントほど高くなっています。清掃センター内の最終処分場の能力は有限であるため、最終処分場の残余年数を延ばすためにも、ごみ排出量の抑制・中間処理の検討と併せた、バランスのよいごみ処理システムの構築を目指します。

４　一般廃棄物に関する目標と方針

１　基本目標

基本目標は、前回計画に引き続き、「循環型社会・みさわ」とし、美しい自然と共生した快適な居住環境の保全を図ることとします。

～　循環型社会・みさわ　～

２　基本方針

環境目標の実現のための基本方針についても、前回計画の方針を引き続き取組んでいきます。基本方針を以下に示します。

- **基本方針１　３Ｒの実現に向けた社会システムの確立**
- **基本方針２　３Ｒの実現に向けたごみ処理システムの確立**

基本方針１：３Ｒの実現に向けた社会システムの確立

ごみ処理施策として、ごみ発生抑制を重視した３Ｒ（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）への取組みを展開させ、環境への負荷の少ない循環型文化都市の構築を目指します。

そのため、市民・事業者・行政それぞれが、これまでの生活スタイルや事業内容の見直しに努め、生産、消費、使用、廃棄、処理の各段階において、持続可能な社会づくりに向けたそれぞれの役割を自主的、積極的に果たします。

基本方針２：３Ｒの実現に向けたごみ処理システムの確立

ごみの収集・中間処理・最終処分という一連のプロセスにおいて、安全かつ効率的な運営を目指し、環境負荷の低減と資源・エネルギーの効率的回収を推進し、自然環境に配慮した環境負荷の少ないごみ処理システムの構築を目指します。

３　数値目標

（１）将来の数値目標

計画の目標年度：平成 35 年度

・１人１日当たりのごみ排出量

年度	目標数値	備考
平成 28 年度（短期）	1,022 g/人・日	平成 20 年度比　14%減+経済浮揚効果
平成 30 年度（中期）	1,019 g/人・日	平成 20 年度比　16%減+経済浮揚効果
平成 35 年度（長期）	974 g/人・日	平成 20 年度比　20%減+経済浮揚効果

・リサイクル率　　25%

・最終処分量　　1,776 t/年　（平成 20 年度比　40%削減）

※リサイクル率および最終処分量については、ごみ焼却施設整備など施設運営により大きく変動するため長期目標とする。

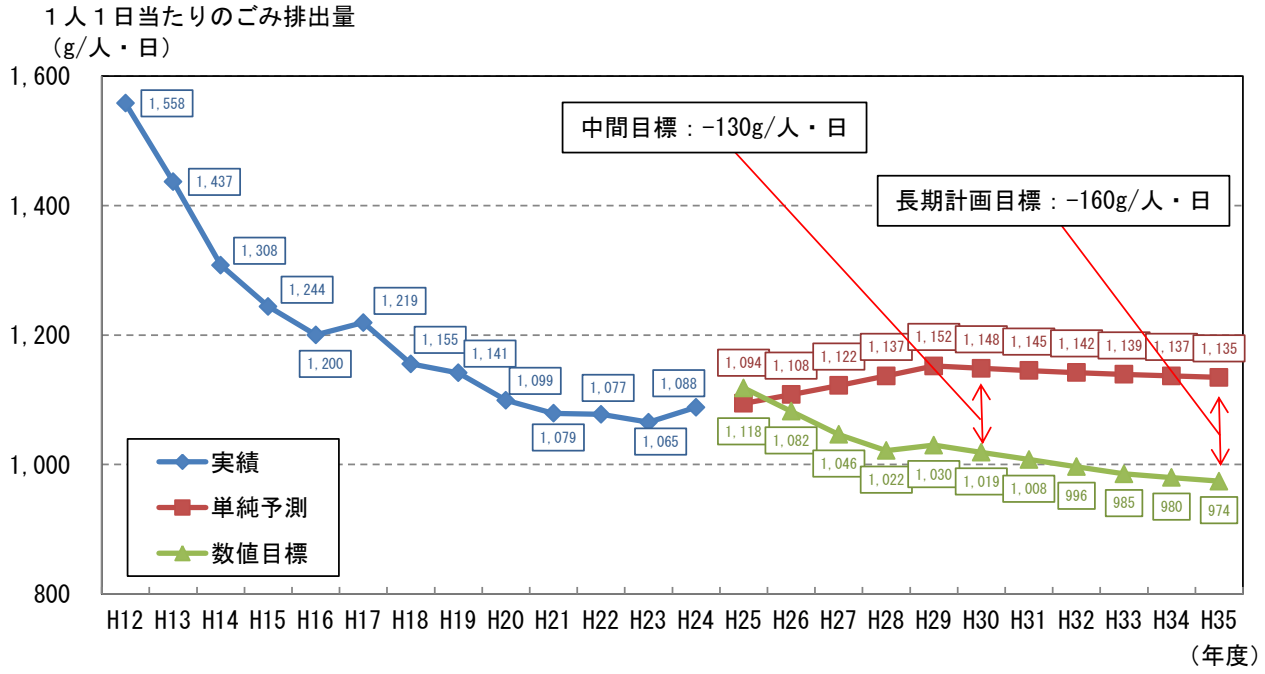

図 3.21　１人１日あたりのごみ排出量の数値目標

５　基本方針の実現に向けた基本施策

１　「基本方針１：３Ｒの実現に向けた社会システムの確立」

（１）施策の体系

本市の基本方針の一つである「３Ｒの実現に向けた社会システムの確立」の実現のための施策は以下のような体系とします。

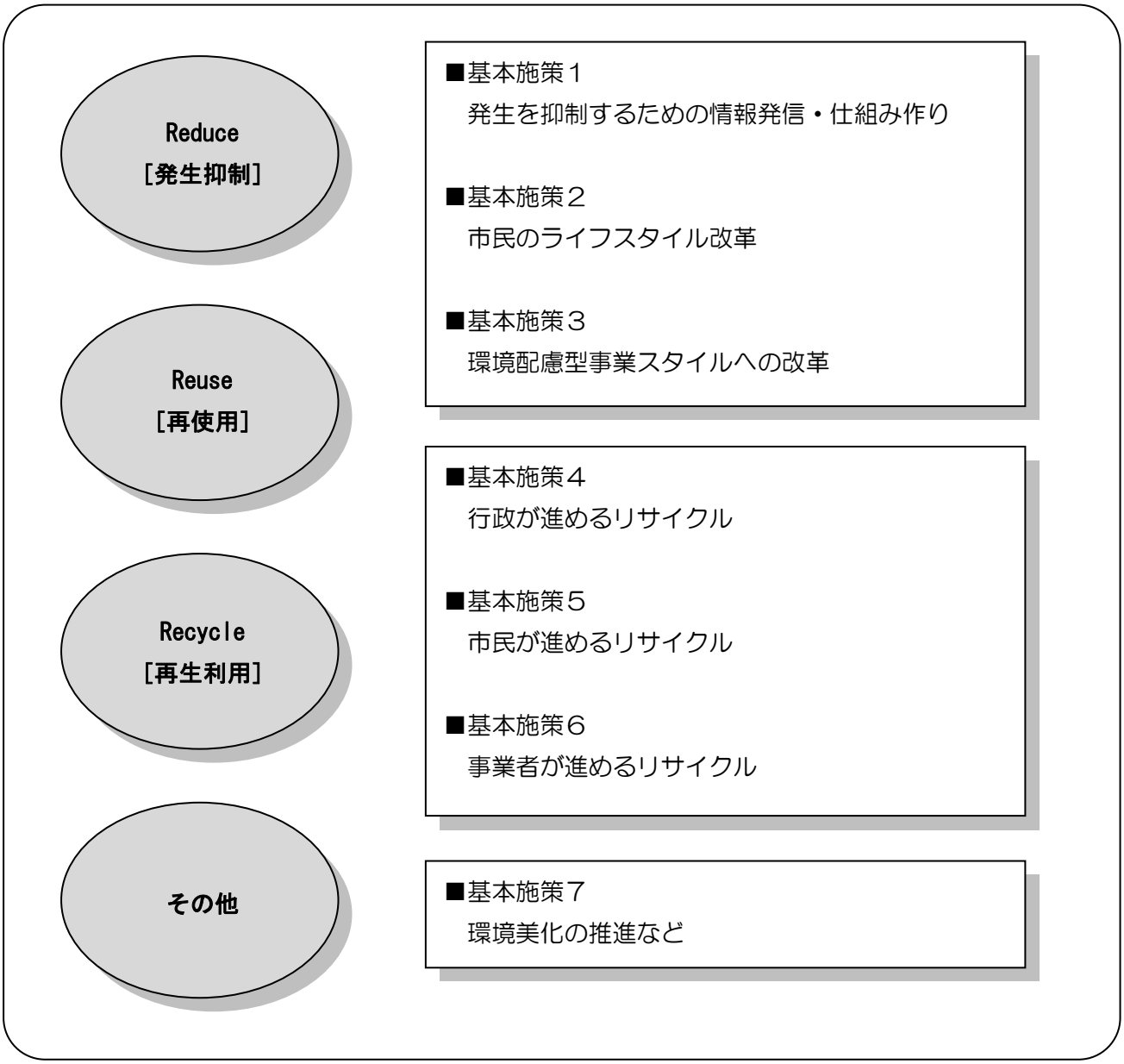

（2）　施策内容

①Reduce［発生抑制］・Reuse［再使用］

■基本施策１
発生を抑制するための情報発信・仕組み作り

ア．家庭系ごみの有料化

ふたたび増加の傾向にある、家庭系ごみについて、市民一人ひとりがごみの減量化や分別を徹底して取組むことを促し、その取組みに応じた負担を求めることで、市民の負担の公平性を保ち、ごみを通じて市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへ踏み出すきっかけを提供していきます。

また、先に有料化を導入している事業系ごみの家庭系ごみへの混入を防止することにもつながります。

さらに、有料化により得られる処理手数料は、ごみ処理施設の維持管理などにあて、ごみ処理施設の延命化が図られるとともに、ごみ減量により、最終処分場の延命化を図ることが可能となります。

家庭系ごみの有料化の期待される効果
- ○ごみの減量・分別の“やる気”の創出
- ○ごみの減量・分別に努力する人としない人の間における負担の公平性
- ○環境配慮型のライフスタイルへのきっかけづくり
- ○事業系ごみの混入の防止
- ○ごみ処理施設・最終処分場の延命化

イ．経済的誘因の創出

事業者が排出するごみは、今後も「自己処理責任の原則」のもとに、適正処理を促すとともに、処理原価に見合った適正な処理手数料の負担を求め、事業者がごみの減量・リサイクルに取組む経済的な誘因を創出していきます。

ウ．市民・事業者への情報提供・意識啓発

広報みさわ、マックテレビ、パンフレット、インターネットなどを通じて、市民・事業者へごみの減量化の重要性を啓発すると共に、その自主的な取組みについて紹介していきます。

エ．環境教育の拡充

ごみに対する意識向上のため、市民に対する講座の拡充を行い、市民に広く知識・情報を提供していきます。また、市内小中学校との連携を図り、施設見学などの拡充を図り、児童・生徒の環境学習を支援します。

オ．住民のイベント等への物品、施設等の協力

フリーマーケットや環境関連のイベントなどへの物品や施設等について協力していきます。

カ．事業者の取組み創出

環境配慮型事業スタイルへの改革に向けて、その取組みが優良な事業者を顕彰するなど、事業者の自主的な取組みを創出していきます。

キ．２Ｒを目指した内部ネットワークの構築

２Ｒ（リデュース・リユース）を目指し、必要に応じ市民グループや事業者間のネットワーク化を図ります。

■基本施策２
市民のライフスタイル改革

ク．発生抑制に配慮したスタイルへの改革

過剰包装や使い捨て容器の消費をできるだけ避け、トレイ商品等の購入抑制や買物袋の持参などを促し、ごみの発生を抑制するライフスタイルを促進していきます。

また、家庭から排出されるごみの多くを占める厨芥類の水切りをするよう、広く呼びかけていきます。

ケ．再使用に配慮したスタイルへの改革

フリーマーケット、ガレージセール等の不用品交換が促進されるよう、市で物品や施設等について協力をしていきます。

■基本施策３
環境配慮型事業スタイルへの改革

コ．将来ごみとなるものに対する排出者としてのスタイル改革
家庭から排出されるごみをできるだけ減らすような事業活動を推進していきます。具体的には包装の簡易化、使い捨て容器の自主回収、商品寿命の長命化など環境配慮を促します。

サ．事業系ごみの排出者としてのスタイル改革
使い捨て容器の使用抑制や厨芥類のコンポスト処理など、業種に応じた取組みを促し、事業系一般廃棄物の排出抑制を促します。

シ．自己処理責任の明確化
事業者が排出するごみは、今後も自己処理責任を明確にし、家庭系ごみへの混入を防止し適正排出を促します。

②Recycle［再生利用］

■基本施策４
行政が進めるリサイクル

ア．市民・事業者への模範的取組み
行政自らがリサイクル製品を利用し、市民・事業者への模範となるよう、取組みを進めます。

イ．リサイクルのための仕組みづくり
市民の取組みを促していくとともに、ローカルデポジット（地域限定型預り金-払い戻し）制度や、リサイクル製品の提供ネットワーク化などを今後検討していきます。

■基本施策５
市民が進めるリサイクル

ウ．市民の主体的なリサイクル推進
市民一人ひとりが主体的にリサイクルに取組むことを促します。

エ．市民のリサイクルシステムへの協力
リサイクルが円滑に進められるよう分別排出を徹底するとともに、リサイクル製品を積極的に使用していくよう気運を盛り上げていきます。

■基本施策６
事業者が進めるリサイクル

オ．事業者の主体的なリサイクル推進
事業活動の中でできるだけリサイクルを取り入れ、リサイクルを考慮した事業活動への転換を図っていくことを促します。
廃棄物の再利用や、再生品利用などを促進していきます。

カ．事業者のリサイクルシステムへの協力
事業活動に必要な物品について、できるだけリサイクル製品を利用するとともに、空き缶、紙パック、トレイなどの回収容器の設置やローカルデポジット制度への協力、使い捨て容器の資源化を推進するなど、資源物の回収システムの確立を推進していきます。

③その他

■基本施策７
環境美化の推進など

ア．ボランティア団体等との連携強化
町内会が行うクリーン大作戦、NPO などが行う不法投棄物の撤去や清掃活動等により、市内の環境美化を推進していきます。

イ．清掃活動等を通じたごみ問題への啓発
清掃活動等を通じて、市民一人ひとりのごみへの理解を深め、減量化・資源化への啓発、そして、不法投棄防止につなげていきます。

２　「基本方針２：３Ｒの実現に向けたごみ処理システムの確立」

（１）施策の体系

本市の基本方針の一つである「３Ｒの実現に向けたごみ処理システムの確立」に向けた施策は以下のような体系とします。

収集運搬計画

■個別方針
本市の地理的な特性を踏まえた、効率的な収集運搬ルートの構築について検討を進めます。
また、今後も収集運搬の民間委託や、民間事業者の拠点回収など、民間活力を生かした経済的手法の維持・導入を検討していきます。

中間処理計画

■個別方針
既存のごみ処理施設については、その適正な管理・運営により処理能力の維持に努めていきますが、焼却施設および粗大ごみ処理施設ともに稼動開始から 20 年以上経過しており、具体的にこれら処理施設の整備計画を策定する時期となっています。
また、効率的なエネルギー回収や最終処分量の削減の点からも、現在のシステムは決して効率的とはいえない状況であるため、環境配慮の観点からも、将来的にはサーマル・マテリアル双方のリサイクルに配慮した処理システムの構築が必要となります。
そのため、最新の処理・リサイクル技術等の情報収集に努めるとともに、効率的な運営方式などについても十分な検討を行い、新システムへの移行を検討していきます。

最終処分計画

■個別方針
今後の３Ｒへの取組みや、中間処理技術の向上にともない、最終処分量は極力抑えていきますが、不燃系残渣など、今後も最終処分せざるをえないごみは継続的に排出します。
そのため、現在の施設の残余量を勘案し、新たな処分場の整備に向けて、今後、検討を進めていきます。

その他計画

■個別方針
「収集運搬」「中間処理」「最終処分」から構成されるごみ処理システムが十分に機能するよう、管理・運営していくとともに、災害時の廃棄物処理の対応など、状況に応じて広域的な処理について視野に入れていきます。

（２）　施策内容

①収集運搬計画

■個別方針
　より環境負荷の少ない収集システムの構築を目指し、本市の地理的な特性を踏まえた、効率的な収集運搬ルートの構築について検討を進めます。
　また、今後も収集運搬の民間委託や、民間事業者の拠点回収など、民間活力を生かした経済的手法の維持・導入を検討していきます。

ア．環境配慮型収集システムの構築
　現在の分別８品目（「もやせるごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」「紙」「布」「びん」「缶」「ペットボトル」」）について、３Ｒ推進の観点や社会情勢の変化等を考慮し、今後、必要に応じて見直しを行っていくとともに、各品目の収集回数についても、環境への十分な配慮を踏まえ、検討していくこととします。

イ．民間の活用
　現在、本市では、許可業者への収集業務の委託を行っておりますが、経済性・効率性を踏まえて、今後も民間の活用を図っていくとともに、環境への配慮を踏まえた事業の管理・運営を行っていくこととします。
　また、民間事業者との連携などにより、商業施設等における資源物の拠点回収の推進などを検討していきます。

②中間処理計画

■個別方針

既存のごみ処理施設については、その適正な管理・運営により処理能力の維持に努めていますが、焼却施設および粗大ごみ処理施設ともに稼動開始から 20 年以上経過しており、具体的にこれら処理施設の整備計画を策定する時期となっています。

また、効率的なエネルギー回収や最終処分量の削減の点からも、現在のシステムは決して効率的とはいえない状況であるため、環境配慮の観点からも、将来的にはサーマル・マテリアル双方のリサイクルに配慮した処理システムの構築が必要となります。

そのため、最新の処理・リサイクル技術等の情報収集に努めるとともに、効率的な運営方式などについても十分な検討を行い、新システムへの移行を検討していきます。

ア．焼却処理によるリサイクルシステムの検討

三沢市清掃センター焼却施設においては、焼却灰の溶融処理を行っておらず、焼却残渣を最終処分しています。また、発電設備を保有しておらず、十分な余熱利用（サーマルリサイクル）を行うことができない状況です。

焼却施設は、平成 26 年度現在で稼動から 34 年経過しており、焼却処理施設の整備計画を策定する時期となっています。焼却施設の整備計画策定においては、マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルに寄与するよう中間処理システムを検討します。

イ．粗大ごみ処理施設によるリサイクルシステムの検討

三沢市清掃センター粗大ごみ処理施設は、平成 26 年度現在で稼動から 26 年経過しており、焼却施設と同様に粗大ごみ処理施設の整備計画を策定する時期となっています。

粗大ごみ処理施設の整備計画を策定にあたっては、処理システムや選別区分、選別方法等を考慮し、可能な限り再資源化でき処理残渣が発生しない方法を検討していきます。

また、本市においては収集資源物の資源化施設を保有しておらず、今後の収集資源物の増大（ごみから資源物への移行）やマテリアルリサイクルのより一層の推進を考慮すると、既存の施設規模では十分な対応ができない状況です。

そのため、今後は最新の処理・リサイクル技術の動向や、民間活用などの新たな運営方式などを視野に入れつつ、マテリアルリサイクルシステム等への移行を検討していきます。

③最終処分計画

■個別方針
　今度の３Ｒへの取組みなどにより、最終処分量は極力抑制し、不燃系残渣など最終処分せざるをえないごみについては、今後とも継続的に排出します。
　そのため、現在の施設の残余量を定期的に測定し、将来的な処分場の整備を検討していきます。

ア．最終処分量の削減
　本計画の基本方針である「３Ｒの実現に向けた社会システムの確立」等により、ごみの排出量を削減していくとともに、サーマル・マテリアルリサイクルシステムなど効率的な運営方式により、最終処分量を極力、抑制していくこととします。

イ．３Ｒの基盤となる最終処分場整備に向けた検討
　今後の各施策により最終処分量の削減に努めていきますが、もやせない残渣や再利用が不可能な残渣については将来的にも最終処分が必要となります。
　そのため、最終処分場の残余量を定期的に測定し、将来に向けて新たな処分場の整備を検討していきます。

④その他の計画

■個別方針
　焼却施設・粗大ごみ処理施設の整備計画策定にあたっては、経済的・環境的視点から、本市に最も適したバランスのよい計画を検討していきます。
　また、災害時における廃棄物処理の対応について、広域も含め検討していきます。

ア．廃棄物処理施設の整備計画の策定
　焼却施設および粗大ごみ処理施設の老朽化にともない、具体的は整備計画を策定する時期となっています。将来目標でも示したとおり、リサイクル率や最終処分率については、現有施設の運用のみでは大幅な改善は難しいため、処理システムの選定にあたっては、リサイクル率の向上および最終処分率の抑制を考慮して検討を進めていきます。また、環境配慮のほかに、熱回収した発電など、処理コストや最終処分場の残余年数等も考慮してバランスのよい計画を検討していきます。

イ．広域的な連携の検討
　災害発生時など緊急を要するような場合には、他自治体との協力体制を強化するとともに、国・県との強調を図るなど、必要に応じて、広域的な連携を視野に入れた廃棄物処理の検討を行っていきます。

ウ．家具等の大型ごみのリサイクルの促進
　引越し等によって不要になった家具等の大型ごみをリサイクルするために、民間のリサイクル店等の活用を促進していきます。

６　一般廃棄物処理基本計画の推進と推進スケジュール

１　本計画の推進体制

「循環型社会・みさわ」を実現していくためには、行政の努力はもちろんのこと、市民・事業者が積極的に参画し、協働で取組むことが必要不可欠です。

そのため、市民・事業者・行政の３主体が目標に向けて、それぞれの役割を果たしていくことで、計画を推進していくものとします。

市民の役割
■ごみの排出者であることを認識し、可能な限りごみを排出しないように心がける。ごみを排出する場合は、排出ルールにのっとった分別を行うこと、また、できるだけごみ量が少なくなるよう努力します。
■３Ｒに向けた行政の施策に積極的に参画し協力していきます。

事業者の役割
■事業活動におけるごみの発生抑制に努め、３Ｒ型事業運営を目指すとともに、「排出者責任の原則」により、事業者自らの責任により適正に処理します。
■商品の製造・販売者である事業者は、ごみの出にくい商品の製造・販売に努めます。

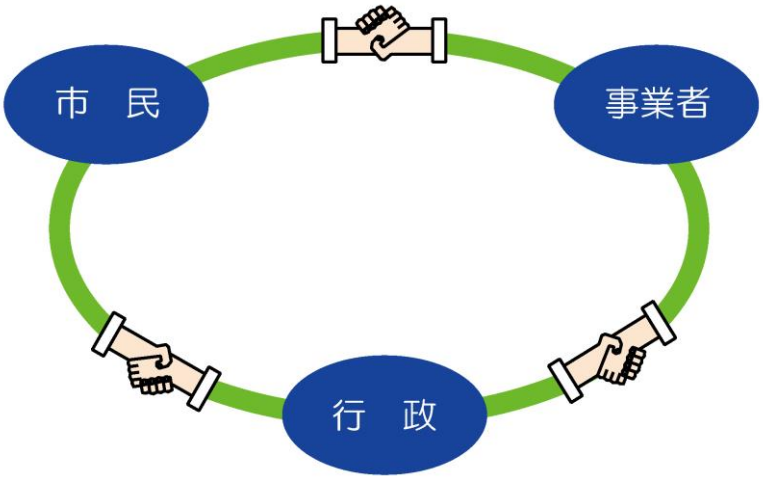

行政の役割
■ごみ処理が適切に実施できるよう、ごみ処理施設の整備計画・運営・維持管理をおこない、安心・安全な市民生活を確保するよう努めます。
■適正な施策を実施し、市民・事業者に取組みを促します。
■市民・事業者の模範となるよう、３Ｒに配慮した排出者として行動します。

２　ごみ処理施設整備計画

（1）既存施設の状況

既存施設の状況を表 6.1 に示します。焼却施設については、これ以上の延命処置は難しいため、新設を基本とした整備計画を策定する必要があります。また、粗大ごみ処理施設については、計画的なオーバーホールを実施する必要がある状況となっています。

表 6.1　既存施設の状況

施設名称	既存施設の状況
焼却施設	焼却施設は、平成 11 年～平成 13 年度にかけてダイオキシン類対策工事時に大規模な更新が行われており、その際に主要機械施設については併せて補修整備を行っていますが、更新工事後も 10 年以上が経過しています。さらに、電気計装設備等についてはダイオキシン類対策工事時に更新が行われておらず稼動から 30 年以上経過しています。また、建築設備についても当初建築部分については新耐震基準以前の設計となっています。 このような状況を考慮すると、これ以上の延命化措置は難しいため、新設を基本とした整備計画を策定する必要があると考えます。
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設については、定期的な点検を行っている限りでは大きな問題は発生していませんが、稼動から 25 年以上経過している状態であり、計画的なオーバーホールを実施する必要があります。
廃棄物混焼施設	平成 7 年 3 月に建設され農業用廃ビニール等を焼却処理してきたが、土や水分を取り除かなければならない等、施設の利便性に難点があり、民営の廃棄物処理施設が平成 23 年に営業を始めたことに伴い、当施設への搬入がゼロとなり、現在は稼動を休止しています。（稼動年数　19 年、耐用年数　10 年）
一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場は、現状の最終処分量が維持された場合においても、残余年数が 30 年以上となりますので、早急に新しい最終処分場の検討などは必要ない状況です。

（２）焼却施設の整備計画について

焼却施設の整備にあたっては、基本計画策定時に主に以下の項目について検討する必要があります。

表 6.2　焼却施設整備の検討事項

検討事項	備　考
設置箇所	敷地面積、配置等
処理能力	焼却処理能力：80 t/日程度
焼却方法	ストーカー式 流動床式 シャフト式 キルン式　　など
焼却灰処理方法	焼却＋灰溶融方式 ガス化溶融方式 溶融しない　　など
財政措置	循環型社会形成推進交付金の利用 防衛省の補助事業　　など
設備運営・管理	ＰＦＩ事業の導入 長期運営・管理委託　　など